

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(9 月 25 日)
(第 21 号)

第 21 号
9 月 21 日

令和6年

三重県議会定例会会議録

第21号

○令和6年9月25日（水曜日）

□会議に先立ち、稲垣昭義議長は、次の見舞いの言葉を述べた。

○議長（稲垣昭義） 会議に先立ち申し上げます。

去る9月20日から22日にかけての大雨により、能登半島地震から復旧・復興の最中にある石川県を中心に、甚大な被害が発生しました。

亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い復旧を願っております。

議事日程（第21号）

令和6年9月25日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介

5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円児
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	稲森	稔尚
22	番	下野	幸助
23	番	田中	智也
24	番	藤根	正典
25	番	小島	智子
26	番	小森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	野口	正
30	番	谷川	孝栄
31	番	石田	成生
32	番	村林	聡

33	番	小 林	正 人
34	番	東	豊
35	番	長 田	隆 尚
36	番	今 井	智 広
37	番	稲 垣	昭 義
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)		西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)		中 村	晃 康
書 記 (議事課課長補佐兼班長)		橋 本	哲 也
書 記 (議事課班長)		藤 堂	恵 生
書 記 (議事課主幹兼係長)		大 西	功 夏

会議に出席した説明員の職氏名

知 事		一 見	勝 之
副 知 事		服 部	浩

副 知 事	野 呂 幸 利
危機管理統括監	清 水 英 彦
総 務 部 長	後 田 和 也
政策企画部長	小見山 幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎 禎 和
防災対策部長	楠 田 泰 司
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	枘 屋 典 子
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	生 川 哲 也
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐 波 齊
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員長	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹

代表監査委員	伊藤隆
監査委員事務局長	大西毅尚
人事委員会委員	浅尾光弘
人事委員会事務局長	天野圭子
選挙管理委員会委員	野田恵子
労働委員会事務局長	林幸喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。16番 山崎 博議員。

〔16番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○16番（山崎 博） 皆さん、おはようございます。

16番、自由民主党会派、四日市市選挙区選出の山崎博でございます。ちょっと声が枯れておりますけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

そして、今日9月25日は私の60歳の還暦の誕生日であります。（拍手）

〔「おめでとう」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。今日は家族にも応援に来ていただいておりますので、しっかりと質問をさせていただきたいと思ひます。

それでは、稲垣議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

さて、議長からも今、御報告がありました能登半島の大雨により、9月の21日、22日にて石川県で大雨特別警報が発令され、特に能登半島における輪島市、珠洲市においては台風から変わった低気圧が近づき、さらに線状降水帯も発生し、72時間の雨量は輪島市で546ミリメートル、珠洲市で403ミリメートルと観測史上1位の記録となり、能登半島地震の復旧・復興が現地では急ピッチで行われる中での、追い打ちをかけた今回の大雨の災害となりました。その中でお亡くなりになられた多くの方々に、心よりお悔やみ申し上げますとともに、今もなお行方不明となっている方々が早く救助され、無事でありますことをお祈り申し上げます。

そして、今回、特別警報の大雨による災害発生は、やはり能登半島地震から地盤が緩み土砂崩壊が発生、さらには河川の堤防が陥没により下がった脆弱な状態となり、そこに線状降水帯により一気に水位が上がり、瓦礫や流木等の回収整備が追いついてないまま、急激な河川の流れが脆弱な堤防を破壊し決壊に至っております。

さらに応急仮設住宅においても、輪島市宅田町の142戸の仮設住宅が堤防の決壊により床上浸水となりました。この地域は、輪島市の河原田川洪水ハザードマップでは0.5メートルから3.0メートルで、1階部分が浸水する箇所に仮設住宅が設置してありました。本当に平らな場所であるところでありましたけども、この場所で大丈夫だったのかと調べますと、輪島市役所も実はこの浸水区域に建っている場所であります。やはり安全な場所がなく、やむを得ない判断であったことがうかがえます。

しかし、まちづくりや復興・再生もあります。政治・行政によるインフラ整備にかかる思いの予算が、本当にその地域で完全に復興できる予算となるのか、できないのであればどのような方向性を見いだすのかを決断することがこれから重要な判断であると気づきを得て、考えさせられました。

それでは、地震についての質問に入らせていただきます。

三重県議会の6月定例月会議にて一般質問が開催される中、6月14日に我が会派の自由民主党の三重県議会防衛・防災議員連盟の野村会長により、大

規模災害時の防災対策と題し、受援対策、他県の消防組織との連携等、そして三つ目に救援機関の連携について質問がなされました。今から私が話すのは野村会長とともに、そしてまた、防衛・防災議員連盟の皆さんとともに、令和6年の4月24日から26日まで能登半島地震の調査を行い、ぜひとも県民の皆さんにこの調査したことをお伝えさせていただきたいと思ひ質問を、そしてまた、話をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、防災士とはどのような職務なのかを説明させていただきます。認定特定非営利活動法人の日本防災士機構のほうでは、防災士は自助・共助・協働を原則として、社会の場で防災力を高める活動が期待され、知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人である方が防災士であります。そんなことで実は私自身が防災士として、今回、また防衛・防災議員連盟の幹事長として皆さんと調査した内容をお話しさせていただきます。

令和6年4月24日は石川県庁舎に行きました。被害状況の総括的な概要を確認しました。（パネルを示す）これがそのときの映像でございます。

（パネルを示す）次はこちらですけどね。こちらは立たされているのではなくて、私が司会をさせていただいているところでございます。

能登半島地震の発生時刻は、令和6年1月1日16時10分頃、震源地は石川県能登地方、震源の深さ16キロメートル、地震の規模は最大マグニチュード7.6であります。そして、震度7は志賀町、輪島市であります。石川県庁は震度5強で、津波警報は地震発生直後、加賀と能登に出されましたが、その10分後に大津波警報に切替え、翌日に解除となりました。

しかし、このことが輪島市の朝市に大きな影響を与えていたことが分かります。

そして、人的、建物被害状況については、第155報8月27日14時現在、死者339名、輪島市は142名、珠洲市は122名、穴水市は26名ほか、災害関連死は110名となっており、負傷者は重傷335名、軽傷876名の計1211名であります。

住家被害は、全壊が5913棟、半壊は1万6245棟、一部半壊は6万1263棟、

浸水は11棟、公共建物の被害は131棟、そのほか非住家の被害は3万3695棟となり、人的被害では2016年の熊本地震を上回り、そして2011年、東日本大震災、1995年の阪神・淡路大震災に次ぐ規模となっております。

また、緊急消防援助隊については、県内外に消防本部からの出動状況は、1月1日17時に消防庁へ要請し、18都道府県から546隊、2035名が出動しました。自衛隊災害派遣は、1月1日16時45分に派遣要請をし、6市町において給水、入浴、給食等の活動支援が行われました。

そして、被災者生活再建支援法は、1月6日16時に適用、被災世帯への支援金は国・県で負担することが決定しました。

また、広域避難の取組として、被害者の災害関連死を防ぐため、65歳以上の方、妊婦の方、要支援者の方はホテル等へ移送され、一時最大約3300名が孤立する中、自衛隊のヘリコプター等で孤立集落の住民を移送することで安全が確保されました。

被災建築物の応急危険度判定は約3万2000棟を対象に実施され、1月22日に完了、約40%に当たる1万3000棟が危険と判定され、要注意は8800棟となりました。

また、災害廃棄物の発生推計量はおおむね244トンで、これは約7年間のごみの量となります。令和7年末までの処理完了を目標とする計画を策定し、県内での一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物処理施設だけでなく、県外の広域処理施設への、そしてまた、海上輸送も併用して広域化、スピード化が図られています。

また、処理主体は原則市町となっておりますが、今回の災害規模では市町だけではとても対応することが困難なため、民間事業者と委託契約し、環境省や被災経験のある自治体の災害廃棄物処理の知見を有する職員派遣による技術者の支援、そして全国知事会を通じた長期的な職員派遣による解体、撤去など体制支援が実施されています。

また、公費解体の対象となる建物を2万2000棟と推計し、令和6年2月頃から受付を開始、令和7年10月末までに終了予定とありますが、申請数が大

幅に上回ることが見込まれ、解体作業というのも人員不足であり、進捗が思わしくない状況となっています。公費解体制度は個人の申請の作成がかなり煩雑で難しい、全壊の被災者の決断は早いものの、半壊で修復可能な場合、まだ住み続けたいという意向もあって迷いが生じ、判断に時間を要するといった課題があり、公費解体のスピードアップが望まれております。

また、住まいに関する支援については、原則各市町から罹災証明書が発行された方を対象として、自宅の応急修理制度、応急仮設住宅、賃貸型応急住宅、県内外の公営住宅の提供の4種類があります。応急仮設住宅については、被災者からふるさとに回帰することを目的として、集落内の空き地等に戸建風の木造応急仮設住宅を整備し、入居期間終了後は市町営住宅に転用することを基本とする石川モデルが打ち出されました。メリットは、地元に住み続けることができ、能登の高齢者にマッチすると考えられていますが、デメリットは、土地所有者が市町に寄附をすることになるので合意に時間を要し、入居にも時間がかかることが上げられます。

また、4月25日は液状化の被害があった内灘町を調査しました。内灘町は人気のベッドタウンです。震源地から遠く離れており、震度は5弱でしたが、液状化現象により大きな被害を受けました。ニュースでも放映された幹線道路沿いの現場の駐車場に行き、側溝や敷地全体が隆起し、亀裂があちこちに入り、液状化により沈下している現場を視察しました。

(パネルを示す) それがそのときの現場です。

(パネルを示す) これは野村会長も示されました。スーツでどなたかいますけど、偉いさんですかね。

その後、金沢市と能登半島を結ぶのと里山海道を走り、約3時間かけて輪島市へ入りました。しかし、路面は起伏してスピードが出せず、走行するともうガタガタと揺れる中、あらゆる箇所ですべて復旧工事が急ピッチに行われ、とにかく輪島市へ、能登半島ですね、一方通行ということで行けるように、輪島市への道路の施工がされていました。ところどころにはガードレール・ガードケーブルの柱が宙に浮いた状態となり、土砂崩壊災害による影響の大

きさに驚きを隠せませんでした。

(パネルを示す) それがこのような現場であります。宙に柱が浮いた状態となっています。

(パネルを示す) そしてまた、橋の両サイドが崩壊し、それを応急に復旧した現場であります。

ここまで輪島市に入るまでの現地視察調査状況をお伝えしましたが、この後は後ほどとし、ここから最初の質問に移らせていただきます。

1 番目に、能登半島地震の被災地支援活動についてです。三重県は一見知事の指揮の下、能登半島地震発生翌日の1月2日には、被災地支援として水や食料等の物資の提供及び情報関連連絡員の派遣を決定しており、このことに改めて早急な対応に敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

そして、石川県輪島市へのカウンターパート支援として、5月末まで延べ6573人の県・市町職員を派遣されました。

ここで1番目の質問に移らせていただきますが、1(1)としまして、能登半島地震発生直後の知事の決断として、どのような場面でどのような決断を行ったのか、また決断に至る心境や思いはどうだったのか、その当時を振り返ってお聞かせいただきたいと思います。

また、あわせて、能登半島地震の被災地支援、特に避難所の適切な運営及び罹災証明に必要な被害認定調査や公費解体の迅速な実施に向けた支援について、派遣職員がどのような行動を行い、この支援活動を通じてどのような気づきが得られたのか、防災対策部長にお伺いします。

よろしく願いいたします。

[一見勝之知事登壇]

○知事(一見勝之) まず冒頭ですけれども、山崎議員のお許しが得られましたら、私のほうからも能登半島の今回の大雨被害につきまして一言申し上げたいと思います。

さきの三連休でございますけれども、能登半島を豪雨が襲いました。現地は地震の爪痕、これがまだ残っているところがございます、複合災害の様相

を呈しておるのではないかと思います、現在7名の方がお亡くなりになったと発表されております。また、8名の方が安否不明を含んで行方不明だというふうにも言われています。この数は、まだこれから増えてくるかもしれません。お亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、また、けがをされた方、家の被害に遭われた方、お亡くなりになられた方の御家族に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

三重県では、今回の豪雨災害に際しましても、カウンターパート支援の要請がありまして、既に輪島市に職員が2人派遣をされております。私も見送りをさせていただきました。これからも全力で輪島市に支援をしていきたいと思っております。

議員のお許しはいただいておりますが、答弁に入らせていただく前に、一言だけ還暦の誕生日のお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、いただいた御質問、能登半島地震のときの判断につきまして、答弁を申し上げたいと思います。議員のほうから思いということ伺っておりますが、恐らくこれはそのときの目的であるとか、あるいは意図だとか私の考えということを御質問いただいたのではないかと解釈させていただいて、御回答を申し上げます。

まず、能登半島地震ですが、議員からも御指摘をいただきましたが、1月1日、16時10分に最大震度7の地震が発災いたしました。16時17分に私のほうに危機管理統括監から電話をもらいまして、そのときから本職指揮を執るということ肝に銘じました。また、職員にも話をしまして、まず県内の安否確認ということで桑名市、それから木曽岬町も揺れましたが、人命に影響はないということを確認させていただきました。

そして、その後、地震への対応であります。今回も県議会の多くの議員の皆さんが現地に入っていただいて現場を見ていただき、そして能登半島の人たちを激励をしていただいております。これには本当に感謝を申し上げます。まだ余震も収まってないときに行っていただいて現地を慰労していただき、そして三重県職員にも声をかけていただきまして、ありがとうございます。

今回の地震の対応は大きく二つの目的がございました。

一つは、中部9県2市の災害幹事県をその当時、三重県がしておりました。最大限の支援をするというのが1番目の目的であります。人員も物資も一挙に投入をするということです。逐次投入では意味がないということで、一挙に投入をしてほしいということを職員に伝えました。これが一つの目的。

もう一つの目的は、三重県は幸いなことに大きな災害に遭っておりません。災害は経験が全てです。災害対応は経験しとるかしとらんか、これが大きな違いを持ってきます。したがって、今回能登半島の災害ではありましたが、多くの三重県の人に経験をしてもらいたいということで、県庁職員を含めまして、延べで言いますと消防職員とか、それからDMATも入りますので、1万7000人を超える人を現地に送りました。市町の人も行ってもらっています。それで多くの経験をして帰ってまいりました。これが二つ目の目的であります。

災害対応の指揮官としての判断、決断は、通常時と比べまして即断が求められます。それだけに今から申し上げます二つのことが重要になってきます。これが御質問の思いの一部になるかと思えます。

一つは、職員の意見具申を求めて裁可をするということでありまして、これ、どういうことかといいますと、自分一人の判断では間違えることがあります。したがって、周りにいる職員がどう考えているのかという意見を求めます。意見具申を求めて裁可をするというのが一つのやり方。

もう一つのやり方は、自分の経験による指示を出すということでありまして、この二つを心がけておりました。

例えば、意見具申を求めて裁可するの例で申し上げますと、先ほど議員からもお話いただきましたが、1月1日その日のうちに職員2名を派遣したという話が県庁職員からありました。それについては、直ちに派遣をしてくれと。実際に1月2日の日に現地に到着しました。そして、到着して現地の会議に出る前に、私自身、直接電話をしまして、その2人の職員に頼むぞという話をさせていただきました。

もう一つ、物資につきまして。これは1月2日の日に、これも職員から意見具申がありまして、三重県に置いてある物資をもうほとんど現地に出したいという話がありました。三重県で地震が起きたらどうするのか、そういう考え方が頭をよぎりましたが、しかし今、困っているのは石川県の人であると、能登半島の人だということで、それでいいという裁可をしまして、ほとんどの物資を出しました。御安心をいただきたいのは、その後、物資の買い増しをしていますので、三重県は今、物資は足りております。

それから、2番目の、経験による指示であります。これにつきましては職階、階級ですね、これが高い職員を送ってほしいと言いました。最初に送られた職員は班長と主任でありました。これではほかの県の人と話をするとき、やはり現場に行きますと職階が物をいうときがあります。したがって、1月4日に防災対策部の川邊副部長に行ってほしいということで、彼は東日本大震災の経験もしていますので、職階の高い職員を送りました。結果において、これは他県の職員と話をするとき、非常に有効であったというふうに聞いています。

それから、2番目は、先ほど言いました、多くの人数を送って経験をしてもらいたいという話を言っています。

それから、3番目、うちから行った職員、実は泊まる場所がありませんでした。これは観光部に指示をして、直ちに現地の宿を、これを手配してほしい、観光部の持っているツールで見つけてほしいと。結果、当時のですね、観光部長が頑張りまして、ちょっと遠いところでありましたけれども見つけてくれました。その反省で、今度は宿泊することができる車を県で、今、用意をしているところでございます。

そういったところが私の思いであります。

さらに申し上げますと、重要なのは指揮官先頭であるというふうに思っております。メンバー限定ではありましたが、対策会議を休み中の1月3日には開いておりますが、その前の1月2日には私は県庁に出ましてオペレーションルームで状況をまず確認して、そしてそこにいた職員を激励しています。

指揮官が姿を見せるというのが職員の士気に関わる部分ですので、それをやらせていただきました。

それから、2番目、現地の状況が落ち着いたら、2月10日であります、私も皆さんに遅れたかもしれませんが、現地を訪問させていただきました、知事、そして市長にお見舞いを申し上げて、三重県職員を激励しました。現地に姿を見せる、ショー・ザ・ブーツというのも必要であると思います。

それから、3番目は余震がまだ続いている中、人命救助に行ってくれる消防職員、520名おりますが、その職員に対して制服で訓示し、そして敬礼で見送るということではありますが、これも士気を高めるためには必要なことであります。

そういったことをやらせていただきました。思いと、そして行動、そういった形でやらせていただきましたが、何よりも感謝をしたいのは、三重県の人たちであります。県庁職員もそうです。市町、あるいは市役所、それから町役場の職員もそうですし、医療関係の人も、そして警察職員も消防職員もそうです、よく頑張っていたいただきました。その後、輪島市長からは感謝の言葉が寄せられております。この教訓をこのままにしておかないで、来るべき南海トラフ地震に対応していきたいと、こう考えているところでございます。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 私のほうから、被災地における派遣職員の活動状況について答弁させていただきます。

能登半島地震では、県、市町、そして関係機関から、先ほど知事も申しましたが、1万7000人を超える多くの職員が被災地に赴きまして、避難所運営や被害認定調査、そして公費解体など様々な分野で従事、活動を行いました。

避難所運営支援におきましては、本県は輪島市の門前地区の7か所の避難所を担当しまして、名簿の管理や物資の搬入・仕分、雪かき、清掃、そして感染症患者の隔離対応、避難者からの要望対応に昼夜を問わず多くの県、市町職員が従事しました。

避難所では断水が発生しまして、かつ新型コロナウイルス感染症も拡大しておりました。そして、活動した職員からは、そうした中で断水でトイレが使用できなくなると衛生環境が悪化するため、早急に仮設トイレなどを設置する必要がある、また床面から距離を確保できるダンボールベッドを避難所に配置するということが避難所対策として効果的であることが改めて分かった、こういった気づきが報告されています。

被害認定調査につきましては、至るところで通行止めや道路の陥没等によりまして通行困難な状況が続いていましたが、何とか現地にとどり着きまして、外観目視調査や内部の立入調査、こういったものに従事しまして、職員からはモバイル端末を利用することで現場で写真や調査結果を入力でき、それが効率的な調査につながると、こういった気づきも報告されています。

また、公費解体、これについても携わったわけですが、申請受付や委託業務の発注などに従事しまして、その気づきとしましては、輪島市ではデジタル機器による申請手続というのを行っていたんですが、やはり申請者の方、なかなか不慣れでした。そこで窓口が混雑をすると、そういう原因になりました。そういったことから操作手順書や操作を補助する職員の配置というのが必要であると、こういった報告も受けています。

能登半島地震では、ほかにも多くの気づきを得ておりまして、この6月にそういった気づきをまとめました南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針【発災当初版】というのをまとめさせていただいたんですが、それに加えまして復旧フェーズも取り入れたものを現在つくっております。こうした取組を通じて具体的な取組を進めていきまして、南海トラフ地震対策を一層強化していきたいと思っています。

また、能登半島地震で得られた数多くの気づきというのは、今回の豪雨災害の支援にも生かせるというふうに考えています。今後、派遣する職員にもこうした気づきを共有してしっかり支援業務に取り組んでいきたいと、このように考えております。

[16番 山崎 博議員登壇]

○16番（山崎 博） どうもありがとうございました。やはり知事からも多くの経験の方を、1万7000人送られて、そしてまた、職階の、階級の高い方が現地でそれを身をもって指示をすぐに決断ができる、やっぱりその決断が大事だと思います。ありがとうございます。

また、部長のほうからもいろいろな対応等、デジタル機器の対応が非常に難しい、これも気づきだと思います。また、発災当初版の「気づき」のその今度の復旧フェーズに対しては、その辺の文言を入れていただき対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

また、輪島市へのカウンターパート支援の終了に伴い、また先ほど知事からありましたけども、坂口市長は一見知事を訪問されて、そのときに市長から、やっぱり発災当初から先を見通して対応していただいたことが次のフェーズに進み出せたと、本当に助かりましたと、まだまだ復旧・復興には長い時間がかかるけれども、いろんな意味で能登半島の地震を忘れないでほしいと述べられました。やっぱり今回は一見知事の迅速な決断が、この坂口市長とのやり取りの言葉につながっているのかと思います。ありがとうございます。

私たち三重県議会防衛・防災議員連盟も坂口市長を訪問し、聞き取り調査を行わせていただきました。

（パネルを示す）これは、庁舎前で実は隆起してこのような状況になっておりました。

（パネルを示す）これが坂口市長とのやり取りの場所でございます。こちらです。

（パネルを示す）そして、そこから御案内をいただいて対策本部の入り口に行きまして、（パネルを示す）そしてその中を視察もさせていただきました。

地震発生時、坂口市長は御自宅でお正月をお過ごしでした。輪島市役所から離れた山間部にお住まいで、集落が孤立してしまったために登庁できず、市役所には1月3日午前、緊急物資支援を下ろした後の帰りのヘリコプター

に乗せていただき、たどり着いたそうです。我々もその思いを聞く中で、ヘリコプターの所要時間は100分しかない。片復40分40分、往復で計80分、そして20分だけしか作業時間がないんですね、ヘリコプターというのは。そんな緊急を要する状況の下、自衛隊、そして石川県の消防防災航空隊の皆さんと緻密な連携で坂口市長を見事にスピーディーに登庁に導けたのは、やはり訓練の賜物であると思います。

また、坂口市長は石川県との連携について、仮設住宅の設置面では課題があるとおっしゃっておいりました。やっぱりスピード感がないと、仮設ハウスがほしいと、プレハブ建築協会と調整を本当に行われているのかと、そしてまた、当然ながら公共インフラ、道路、下水、堤防の強靱化が必要だと言っていましたけども、この大雨でこのような決壊をした状況となっています。

また、我々は全焼した輪島市の朝市での現地調査を行い、現地の方から、近くの消火栓が寸断されたため、遠くの小学校のプールや防火水槽の水を使った放水を余儀なくされ、津波警報が解除になった後は、警報があつて海水が放水できなかつたんですね、ここ。それで、その後の活動をしたものの全焼したことが無念でたまらないということをお話いただきました。

(パネルを示す) それがこの輪島市の朝市の全焼した状況であります。

(パネルを示す) ここでお話を伺っておいりました。

そしてまた、その後、ニュースでも報道された、真横に倒れ込み基礎が剥き出しとなったビルや、土留が隆起し、さらには液状化し、公共のパイプラインが寸断されている場所も調査しました。

(パネルを示す) これはもう皆さんがそれぞれ映像でも御覧になった場所でもあります。

(パネルを示す) これは家屋がペシャンコになって寸断されておいります。

(パネルを示す) そして、これが液状化でパイプラインが寸断された現場でもあります。

そしてまた、旧輪島市の駅の周辺では、応急仮設住宅の建設現場を視察しましたが、作業員が少なく道路復旧が遅れ、やっぱり運搬・搬入に影響があ

り、完成するのもまだまだ時間を要する状況でありました。

(パネルを示す) そのときの状況がこのような、もう本当に作業員がいらっしやなくて放置状態にこうなっていて、これ、本当にいつ完成するのかという状況でした。

そしてまた、応急であるならばこんなゲルみたいなものがということで、(パネルを示す) これはテスト的に建てられた場所を撮らせてもらいました。それでは、続きまして2番目の大規模災害発生時の対応です。

大規模災害発生に対して、災害対策本部長である知事が県外に出張していて、そのときの対応はどなたがされるのか、そして誰が災害対策本部長の指揮を執るのかということについてお答えをいただきたいということと、加えて中部版くしの歯作戦に基づく道路啓開等、災害の速やかな道路復旧にどのように取り組んでいくのか、さらに災害のときには速やかに応急仮設住宅を設置する必要があると思いますが、各団体との協定などどのように備えているのかについて、お答え願います。

よろしく願いいたします。

[楠田泰司防災対策部長登壇]

○防災対策部長(楠田泰司) 私のほうから、災害対策本部長である知事不在時の対応について答弁いたします。

知事が県外出張などで不在の際に災害が発生するということは、十分考えられます。このため、令和4年8月にまとめました大規模災害発生時の初動対応レビューでは、知事不在時の災害対応について三つのポイントで検討を行いました。

1点目は、知事と県庁との通信手段の確保、2点目は、県庁への安全な移動手段の確保、そして3点目が知事不在時の災害対策本部の指揮です。

通信手段の確保につきましては、知事をはじめとする幹部職員の公用携帯電話を災害時優先電話としているほか、知事が県外に出張する際は、随行する職員が衛生携帯電話を持参することを確認しております。

また、移動手段の確保につきましては、例えば南海トラフ地震を想定した

場合、太平洋沿岸を通過する高速道路や新幹線は甚大な被害を生じる可能性があることから、日本海側のルートを選択するなど公用車や公共交通機関により安全なルートで三重県に戻る方法を検討しています。

知事不在時の災害対策本部の指揮につきましては、危機が生じた場合の緊急的対応に関する指揮監督を担うことになっていきます危機管理統括監が執ることとしておりまして、危機管理統括監は直ちに登庁できますように、服務に関する訓令で県庁近隣に居住することも規定しております。

9月6日に、知事が東京都出張中に南海トラフ地震が発生したとの想定で図上訓練を行いました。その際、まず知事が離れたところから指示をウェブ会議で行う方法ですとか、あるいは知事が県庁に戻る際に、内閣府の調査チームというのが現地にヘリコプターで入るという場合があるんですけども、そこに同乗させてもらう手順の確認、あるいはヘリコプターに乗っているときは通信ができませんので、そのときに知事が指揮権を危機管理統括監に移し、そして県庁に戻ってからまた指揮権を戻す、こういった訓練も行いました。

今後も、知事不在時であっても危機管理統括監を中心に災害対応を迅速に行うことができるように、訓練等を通じて万全の備えに取り組んでいきたいというように考えております。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、私のほうからは速やかな道路啓開、道路復旧についてお答え申します。

南海トラフ地震では、東日本大震災と同様に津波による甚大な被害が想定されることから、国土交通省、県、市町、建設業団体などが連携して、沿岸部での支援・救急活動・救急物資の輸送等を迅速に行うための道路啓開計画である中部版くしの歯作戦を平成24年3月に策定したところであります。

南海トラフ地震の発生時には、県内10か所の地区ごとに決められた拠点事務所、これは国土交通省の国道事務所とか県の建設事務所になりますが、こちらに国、県、市町の道路管理者及び建設業団体の代表者が参集して道路啓

開の調整を進めることにしております。高速道路から沿岸部へアクセスする道路など最優先に道路警戒を行うべき道路を、くしの歯ルートとしてあらかじめ設定しまして、速やかに対応を行うことを計画しているところであります。

今回の能登半島地震においては、山間部などに多くの孤立住宅が発生しており、その対応が課題となつたところであります。よって、これまで津波被害を想定し、沿岸部へのアクセスを優先していたこのくしの歯作戦を、今年度には従来のルートに加えて、新たに内陸部の孤立集落の解消に向けた道路啓開や隣接県からの救援ルート確保について検討してまいります。

大規模地震発生時には、救急・救援のため早期に通行できることが重要であります。道路管理者として、くしの歯作戦を軸とした道路啓開や速やかな道路復旧が可能となるような体制整備に努めてまいります。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、私のほうからは、災害時の速やかな応急仮設住宅の設置に向け、どのように備えているかについて、御答弁いたします。

県が平成25年度に実施いたしました被害想定調査によりますと、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生いたしますと、家屋の全壊、または焼失は約24万8000棟に及び、建設が必要となる応急仮設住宅は最大で約4万4000世帯分にのぼると推計されております。

県では、これまで災害発生時の円滑な応急仮設住宅建設への備えといたしまして、プレハブ建築協会や全国建設事業協会、三重県建設業協会など七つの団体と応急仮設住宅建設に関する協定を締結しているところでございます。

今年度は、能登半島地震を踏まえ、提供可能戸数の向上を図るため、新たな団体との協定締結に向けて、ただいま調整を進めているところでございます。

また、災害が発生した際、速やかに応急仮設住宅が建設できるように、令和元年度以降、毎年、県や市町の職員を対象に応急仮設住宅建設のシミュ

レーション訓練を実施しています。令和3年度からは、より実践的な訓練と
するため、実際の建設候補地におきまして、地形やインフラ等の調査を行い、
仮設住宅の配置計画等を検討する訓練に見直しを行ったところでございます。

令和5年度は、能登半島地震の影響で訓練を見送る結果となりましたが、
今年度は、令和7年2月4日に志摩市内での訓練を予定しているところでご
ざいます。

引き続き、災害発生時において速やかに応急仮設住宅が建設できますよう、
しっかり備えてまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。知事不在時の訓練もされ、海
外に行かれてたらどうしようかなと私はちょっと不安に思っていましたけど
も、そしてまた、様々な内陸部のルートの確保もきちっとしたくしの歯作戦
が展開される、また応急仮設のインフラ整備が安全な場所でそれが仮設の設
置ができる体制を取られていると、これは本当にありがとうございます。引
き続きよろしくお願いします。

やはりいつ起こるか分からない災害に備えて、常日頃から防災対策の、特
に地域での防災活動が重要となります。阪神・淡路大震災では、瓦礫の下か
ら救出された人のうち約8割が、家族や近所の住民等によって救出された
という報告もあります。

それでは、もう時間が迫ってまいりましたが、三重県議会防衛・防災
議員連盟として3日目に石川県の消防防災航空隊を訪問した際のお話をさせ
ていただきます。

石川県の消防防災航空隊は、石川県危機管理監の消防保安課に属し、小松
空港内に基地を有しております。ヘリコプターのはくさん1機を保有し、隊
員は県内消防本部の救助隊員から選抜されています。

（パネルを示す）これはヘリコプターはくさん。これが活躍されました。
訪問の際、隊員の方から輪島市における被災地の人道支援救助について映像
とともに御説明をいただいた内容を御紹介します。

(パネルを示す) それがお話のときの状況をさせていただきます。

今回、輪島市朝市の火災では7名に出動が命じられたが、通常の災害とは違い出動する際に情報があまりにも少なく、救出活動としては現地、要救助者のところにたどり着けるか不安であったと。そして、現地は土砂崩壊、路面の滑落、道路からの移動は無理であり、ヘリコプターで輪島市に向かう中、土砂崩れ、道路の寸断、崩壊家屋、倒壊家屋、津波被害が多く発生し厳しい状況を見ながらの活動でありました。そしてまた、冬の厳しい寒さの中、雨が降り、海から吹く荒れる強風との戦いとなり、上空でのホバリング、上空でヘリコプターが止まった状態でホイストクレーンによる垂直降下・上昇での作業を強いられました。

(パネルを示す) それがこの映像でございます。ちょっと見にくいんですけども。

そしてまた、現地の状況を瞬時に確認し、災害物資・救助隊を上空から現地に機体装備のホイストクレーンより降下させ人命救助活動を行う中、ヘリコプターの燃料が持つ時間は100分、20分で救助活動を行うにはあまりにも時間がなく、初動対応時には現地での作業がスムーズにできないもどかしさがありました。

しかし、石川県の危機対策の部署に本部を設置し、(パネルを示す)こちらがそのときの本部でございます。そして、総務省、消防庁、文部科学省、自衛隊、各都道府県から消防応援の活動本部等が招集され、チーム一丸となって毎日、確認・連絡調整を行う、そんな中ではありますが、最初のうちは全然うまくいかないもどかしさがあり、そして現地の活動、行動がスムーズに機能するように改善はされていったものの、なかなか難しかったということです。

そして、現地はあまりにも被害が大きく、水、食料などの物資をどのタイミングで持っていくのかの情報を把握できなかったと。さらには、隊員がリュックに20キログラムの支援物資を背負い、山岳の土砂崩壊現場を乗り越え何とか搬入するなど、厳しい対応があったと。

そんな中で現地の防災リーダーの方が、隊員と情報共有して支援物資の搬入の際にはバケツリレーを行っていただき、（パネルを示す）これがバケツリレーでございます。さらには、ヘリコプターに乗せる要救助者をそのリーダーの方に現地で決めていただいたことで、誰に乗せるのか迷うことなくスムーズに救助活動を行うことができました。現地と本部で情報を共有し一体感を感じ、動き出す実感を感じ取れました。

航空隊は毎日3往復の救助活動に加え、人員輸送や物資搬入も行ったが、被災地での救助活動には納得などあるはずもなく、隊員は、もっとできたはず、何も役に立てなかったと毎日砂をかむ無気力感を抱えていました。全隊員が帰路につく中で、自分たちだけが安全な場所に帰る後ろめたさを感じながら、被災地に向かう次の部隊にやりきれなかった思いを託す。そして、今後活動を付与され被災現場に行くときは、熱い気持ちと温かい気持ちを持って人命救助に関わりたい、その思いが全ての隊員の思いでありますと。

我々、三重県議会防災・防衛議員連盟の議員団も今回、石川県議会の焼田前議長と中森前議長との間で調整をしていただき、今回の現地視察調査が実現できたものの、発災後すぐに被災地に入れない悔しさもありながら、そしてもどかしさもありながら、隊員の方も発災時の映像を見ながら涙ながらに説明され、思わず我々も涙腺が緩みました。

やはり近い将来、南海トラフの地震が発生されることが危惧される中、災害に対して地域が、そしてまた近隣で協力し合える組織形成をし、隣保協同の精神でいかにして自主防災組織の意識を高めるかが大きな課題となっております。

そこで時間も限られてきましたけども、三つ目の質問です。

南海トラフ地震対策の強化についてです。人的被害と建物被害の現状の想定はどうなっているのか、また被害想定も含めて今後、南海トラフ地震が起きたらどのような状況になるのか、この見直しに対してお答えをいただくと、さらに南海トラフ地震対策を考える上で欠かすことはできないんですけども、今回の教訓を踏まえ強化を図る中、今後策定が予定されております

南海トラフ地震対策に特化した計画に対して、どのように「気づき」に盛り込んでいくのかについて、端的にお話をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） まず、南海トラフ地震の被害想定の見直しについて、答弁いたします。

三重県では、平成26年3月に被害想定を行っております。

この中で、理論上最大モデルというのを想定しておりまして、死者数が約5万3000人、そして建物被害については全壊もしくは焼失する家屋を24万8000棟、これは県内の建物の約4分の1に相当します。

この被害想定も調査後10年をたったことから、現在見直しの作業を進めております。9月2日には有識者会議も立ち上げて議論を行ったところですが、見直しの方向性として主に二つ考えております。

一つは、新たなリスクへの対応ということで、被害想定後、熊本地震や能登半島地震では、災害関連死とか帰宅困難となる観光客、こういった問題がありました。こういった想定をやりたいと思っています。

また、地域特性に着目した災害リスクということで、同じ市町でも地域によって災害リスクが異なります。例えば、住宅耐震化の状況とかが異なります。こういったことも深掘りしていきたいというふうに思っています。

また、災害対応に必要な人員のスペース、そういったリソースの定量化というのも行っていきたいと考えております。

こうしたことを検討会議でも御意見いただきながら、また市町からも課題とか意見を丁寧に聞き取って調査を進めていきたいと考えております。

次に、自主防災組織の強化について答弁させていただきます。

南海トラフ地震では、行政をはじめ防災関係機関の救助・救援というのがすぐに届かないということは考えられます。

こうした場合、地域の共助の担い手である自主防災組織の役割というのはすごく大きいものと考えておるんですが、県が昨年12月に実施しました自主

防災組織活動実態調査では、やはりリーダーの年齢は61歳以上の人が81%であるとか、活動年数が1年未満とか、まだまだ高齢化とか後継者不足という中で課題があると考えています。

こうした中で三重県としましては、自主防災組織の連携による地域防災活動の活性化というのを三重県防災・減災アクションプランの注力する取組と位置づけておりまして、例えば毎年3か所で三重県自主防災組織リーダー研修をやったり、あるいは防災士の資格認定が取れます、資格取得の試験を受けられますみえ防災コーディネーター育成講座で、自主防災組織の推薦を受けた人が優先的に受けられると、こんな仕組みも今、設けているところです。

南海トラフ地震対策に特化した計画に市町と一緒に自主防災組織の強化を盛り込んでいくというのは、これはもう必要なことだと考えていますので、そういったことを考えていきたいと思っておりますし、また計画策定を待たずに自主防災組織が災害に強いまちづくりに向けた取組を主体的に行っていただけるように実践的な研修、こういったものもしっかり取り入れてやっていきたいと考えております。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。やはり本当に南海トラフの地震が起きたときというよりも、起きる前にこんな気づきを得ながらも、そして様々な対応をしていくことが、いかに大事かということは気づかされております。（資料を示す）今回のこの「気づき」における発災当初版が出て、非常にいいものが出たなど私もこれ思っています。これが結局、県民の皆さんに伝わるところに、各市町も大事です、しかし、市町から今度は地域の連合自治会、そして地域の単一自治会、ここへ落とし込んで、それぞれが防災訓練をしっかりとできて、地域でしっかりとしたその訓練が役に立って、そのときにしっかりと何が起きても対応できる、その強い心を持っていないと、心が折れてはとてもしゃないですけど被害があったときに乗り越えられないなと思います。

この気づきにおいて、今回の石川県の豪雨に対してのこの「気づき」の中

に、また一つ加えていただいて、しっかりと今後、防災の対策が取れるようお願い申し上げます。私の一般質問を終結させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。19番 倉本崇弘議員。

〔19番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○19番（倉本崇弘） 皆さん、こんにちは。草莽、桑名市・桑名郡選挙区選出の倉本崇弘です。

まずは、私からも能登半島地震で被災された方々が、さらに先日の大雨によって被災をされ、お亡くなりになりました方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

また、行方不明の方の早期の発見を心より祈念いたすところでございます。

さて、早速ではございますが、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきますと思います。

まず、桑名北高校における法面崩落から見えてくる防災力強化の必要性について、お伺いをしたいと思います。

日本各地に大雨をもたらした台風第10号の影響で、8月29日に発生したこ

のり面の崩落が学校の正面に通じる道を塞ぎ、一時通行不能になりました。

(パネルを示す) これは学校の図面なんですけど、崩落したのはここなんです。ここの下が市道につながっていて、ここの道路というのは学校に進入していく道路となっています。昇降口がこの辺りになっていて、ここは、崩落したところは車が通れる道で、その横に、ここに道があると思うんですけど、これは歩行者のみが通れる道になっています。この桑名北高校というのは、そもそも山のような、高台のところに建っている学校でありまして、学校に入るためには山のほうに登っていくようなイメージで建っている学校となっています。

具体的に今回崩落したのが、(パネルを示す) これは教育委員会からもらった写真なんですけど、これが学校側から見た様子です。今は、この土砂が撤去されて通行が可能な状況になっています。

(パネルを示す) これが入り口側から見た、生徒たちから見ると学校に上がっていく方向であるという、こういう状況でありました。

この当時は夏休み中でありましたので生徒が登校しておらず、幸いにもけが人がいなかったということでもあります。

ただ、崩落によって水道管などが破損し、一時的な断水が発生しましたが、今は仮復旧をしていると、こういった状況であります。

一方で、この桑名北高校は桑名市が指定をする避難所となっており、生徒もそうでありますけど、避難をしようとする住民がいなかったということは、偶然にも起きた幸運であったと言えるのではないかと思います。

しかも、のり面崩落が起きる前から、地元自治会などからは、主に桑名市に対して、これは避難所としては非常に危険ではないかという指摘がなされておきまして、何か具体的な対策をとということで、桑名市に対して求めがあったというふうにお聞きをしているところであります。

しかし、残念ながらこの状況が放置されて、今回の崩落につながったということは、桑名市のみならず教育委員会としても重く受け止めるべきだというふうには思います。

また、これ、桑名北高校というのは高度経済成長期に建てられた学校でありまして、同一年代に建てられた、しかも山手のほうに建てられているという似たような立地条件で建設されている県立高校は多数あり、そしてまた、こういった高校の多くが避難所として指定をされています。

文部科学省が令和3年6月に発行した学校施設の「水害・土砂災害対策事例集」という文書の中に、「学校施設は、子どもたちや教職員が安心して教育活動や生活を行う場であると同時に、災害時には避難所としての役割が求められることから、水害・土砂災害に対する防災機能の強化が重要です。学校設置者においては、まず、市区町村の防災担当部局が作成したハザードマップや過去の台風・豪雨等の被害を確認し、学校が立地する地域の災害リスクを把握する必要があります。その上で、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育活動の早期再開等に支障のないよう、学校設置者は、防災対策当局等と連携して学校施設における水害・土砂災害対策を実施したり、防災対策部局等の要請に基づき、地域全体の水害対策や避難対策に協力したりすることが重要です。さらに、防災機能の強化に向けては、避難確保計画の策定や避難訓練の実施等によるソフト対策と、施設整備によるハード面の対策の両方から実施することが重要です」というふうに記述をされておりまして、つまり教育施設としてしっかりと安全を確保するとともに、避難所としての機能もしっかりと守っていかなければならないということが施設管理者として義務づけられているということでもあります。

例えば、これ、県の他部局の取組ではありますが、県土整備部においては、土砂災害警戒区域において、まず自力で避難が困難な方々が利用する要配慮者利用施設や避難所の保全を優先して取り組む30か所をまずは選定して、令和8年度までに30か所のうち19か所の事業完了を目指して、重点的に整備を進めているということでもあります。

教育委員会が管理している施設についても、主に学校等々であると思いますが、同等の整備をしっかりとやっていくということが私は強く求められるというふうに思います。

そこで、まずは防災力の強化という観点から、今回ののり面崩落の原因追求と、そして今後の対策についてお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、桑名北高校でのり面崩落の現状と復旧の見通し、崩落の原因、それから安全対策について答弁させていただきます。

先月末の台風第10号の影響もたらした豪雨によりまして、桑名北高校の敷地内において擁壁ののり面が崩れ落ちる被害が発生いたしました。生徒・保護者の皆様、そして地元の皆様に御心配をおかけすることになり、大変申し訳なく感じておるところです。

まずは、安全・安心を確保することを基本に置きまして、学校活動への影響を極力なくし、これまでの日常をいち早く取り戻せるよう、応急対応工事を急ぎ進めて進めているところです。

現在、崩れ落ちた土砂等の撤去が終了いたしまして、仮設防護柵の設置を進めています。土砂崩落地点は通行止めでしたが、応急対応工事終了後は片側交互通行にはなるものの、車両の通行ができるようになる見込みでございます。

また、本格復旧に向けまして、測量及び設計業務委託の発注準備を進めておりまして、測量・設計の実施後、国の災害査定を受けた上で工事に着手してまいります。

崩落の原因ですけれども、長期間、多くの雨が降ったことでのり面が水分を大量に含んで緩くなり、崩れ落ちたものと考えておりますけれども、現在のところ、まだ原因の特定には至っていないという状況です。

今後、本格復旧工事の設計の際の現地調査の中で、崩落の原因について精査をしまして、その上でその原因に応じた対策工法を検討しまして、安全が確保されるよう適切に対応してまいりたいと考えます。

それから、安全対策に関してですけれども、現在、県立学校のうち44校が避難所に指定されておりまして、そのことに留意した安全対策が必要なこと

は論をまちません。

また、そもそも学校施設は子どもたちの学習・生活の場でありますので、災害時も見据えた万全の安全対策を講じておくことが学校設置者としての責務であると考えています。

このため、今回の事案を受けまして、全ての県立学校を対象にしまして、崩落の可能性のあるり面など危険な箇所の調査を急ぎ実施することとしています。

また、今、県立学校のうち19校が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に含まれておりまして、また5校が急傾斜地崩壊危険地域に含まれています。

こうした地域では、いずれも3年に1回、建築基準法上の法定点検は実施しているところですが、こうした学校の擁壁についても改めて点検する方向で検討しているところでございます。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。一応、総点検していただくということでございますので、しっかりとチェックをしていただきたいというふうに思います。

また、今、主に教育的観点から御答弁いただいたと認識をしています。私は、防災上の観点からもやはり教育委員会が所管している施設については教育委員会としてしっかりと取り組んでいくことが必要だと思います。今回の桑名北高校の事例に関しては、地元からいろんな要望が桑名市に対して寄せられていたということでございますので、そういった情報がきちんと教育委員会まで伝わり、あくまでも防災の担当、避難所を担当しているのは基礎自治体である桑名市でありますから、一義的には桑名市が窓口として受けていくということが私は重要であるというふうに思いますけれども、実際の対策となると教育委員会もある程度、うちは教育環境だけしっかり整備すればいいんだということだけではなくて、避難所を維持していく、管理していくという立場からも、しっかりと防災上の安全を確保していただければというふ

うに思います。

そういった点で、今回具体的にどういった要因で崩落が起きたかということがまだ不確定の部分がありますが、ただ、想定外の雨量が降るというのは、これは最近ではほぼ日常的に起こっておりますので、今まで大丈夫だったからといってこれからも大丈夫であるということにはつながらないと思いますので、より緊張感を持ってしっかり取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、続きまして、防災対策の2番目の質問に移らせていただきたいと思えます。次は、電源喪失時の医療提供体制の確保についてお伺いをしたいと思えます。

災害時、あるいは有事などが起きた際に、被災地等においては電源が供給できないという状況が想定されます。そこで県としては、医療提供体制として県における災害発生時の対応の拠点として指定をしている災害拠点病院を中心に整備が進められているというふうに認識をしています。

災害時の医療提供体制を維持して、県民を守って命を守っていくためには、例えば人工呼吸器などの生命を維持する上で欠くことのできない、1秒でも止まることが許されないような医療機器、これらの医療機器がしっかりと継続的に稼働していくということがまずは必要であるというふうに思います。そういった点では、整備していかなければいけない点は多数ありますが、非常用電源の重要性というのは非常に高いと言えるのではないかとこのように私は認識をしています。

非常用電源を整備している災害拠点病院においては、平時からの病床稼働率も比較的高いわけでありまして、それ以外の医療機関に傷病者の受入れをお願いをしなければならないというケースも十分に想定されます。

しかし、今現実を見てみると、有床診療所などは非常用電源を持っていない診療所というのもありますし、病院の中にも一部、いろいろな理由はあるにせよ、非常用電源を持っていないという病院があるわけですから、こういったところを十分整備していく、今後に向けては整備していくことが重要

であると思います。

災害拠点病院を中心に整備していくというのは、一定理解はいたしますが、それ以外の病院や有床診療所などの入院患者を抱える医療機関全体でしっかりと備えていくということが、私は重要であるというふうに思います。

そこで県内の医療機関における非常用電源の設置状況と今後の取組方向について、お伺いしたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 電源喪失時の医療提供体制について、御答弁申し上げます。

県では、災害時に医療機関の稼働状況などの災害医療に関わる情報を集約・提供することを目的とした広域災害・救急医療情報システム、EMISというんですけども、等を活用しまして、県内医療機関の非常用電源の整備状況を把握しているところでございます。

そこで、県内に92施設ある病院につきましては、全体の約95%、87施設が非常用電源を整備しておるということで、先ほど議員からも御紹介にありました、その中で17の災害拠点病院については、少なくとも非常用電源を3日以上稼働させるのに必要な燃料が備蓄されているところでございます。

それから、有床診療所につきましては県内64施設ございますが、現在のところ31施設、約半分で、非常用電源が整備されていると県では把握しております。

病院や有床診療所が電源を喪失した場合には、非常用電源が整備されている受入れ可能な他の病院を確認し、搬送を行うこととしております。

それから、県では、災害時においても必要な医療を提供できる体制の構築を目指しまして病院BCP、業務継続計画の整備に係る地域別の研修会を実施しておりまして、その中で非常用電源を含めましたライフライン確保の重要性を周知しているところでございます。災害拠点病院については、国の補助事業も活用しながら、非常用電源の整備促進に取り組んできたところでございます。

しかしながら、議員御紹介のように、有床診療所においては整備が5割程度、それからその他の病院につきまして、災害拠点病院以外の病院についてもまだ整備がされていないというところがありますので、引き続き非常用電源の重要性について周知を行っていきたいと思います。

それから、インセンティブとしまして、医療機関が整備するときの補助につきましても現在、その補助の対象は災害拠点病院になっておりますが、国に対しまして災害拠点病院以外の病院、あるいは有床診療所まで広げて拡大するように要望していきたいと考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。非常用電源については、より充実した体制を取るということは重要だと思いますが、国の指針で基本的には災害拠点病院を中心に3日間、72時間というふうな一応の目安が定められています。

ただ、この3日というのは強い根拠が私はあるわけではなく、特に能登半島地震などを見ても転院調整がうまくいけば3日ぐらいでいいんでしょうが、病院間のアクセスが容易にできる環境にあるとは限らないわけであります。そうやって病院からなかなか移動できないという状況になれば、当然より長い期間電源が確保できているに越したことはないということでありますから、これは主に国に対してしっかりと要望をしていかなければならないのかなというふうに私も思いますので、ぜひ強く要望していただければなというふうに思います。

また、これ、病院にいる方だけではなくて、止まってはならない医療機器に頼っているというか、医療機器を使っている方というのは、自宅療養されている方の中にもいるわけであります。例えば、例に挙げております人工呼吸器などをとつても、その数というのは正確には基礎自治体において、市町においてある程度把握をしているというふうにお聞きをしていますが、正確にはどれだけの数があるかということはいくつかとも県や市町では把握していないということだろうというふうに思いますので、こういった部分もしっか

り把握して、万が一のときに命の危険にさらされる人がいないような体制づくりというのを、国も含めて、しっかりと考えていくことが私は重要だと思いますので、県としてもぜひその辺りも含めて御要望いただければなというふうに思います。

次に、人材確保対策についてお伺いしたいと思います。まずは、広くエッセンシャルワーカーについてお伺いいたします。

看護職、介護士、バスやタクシーなどの運転士、保育士などのエッセンシャルワーカーは地域の基盤を支える重要な役割を担っており、その人材不足は地域住民の生活の質にも大きな影響を及ぼします。給与などの待遇のみならず、これらの職種に従事されている方々は、長時間勤務や高い業務負担、そして休息の不足といった厳しい労働条件に直面をしています。特に、宿直室であったりとか休憩室などの休憩施設の整備状況は、私は極めて不十分であると思いますし、労働者の健康や業務効率に悪影響を及ぼす可能性が極めて高い、このように認識をしています。

現実的な課題として、給与面などの処遇改善が図られれば望ましいわけですが、経営体の収益構造の改善であったりとか、長期的な視点に立った継続的な取組が必要であり、なかなか短期的に成果を求めていくというのは厳しいのが現実であろうというふうに思います。

一方、ハード・ソフトの両面の労働環境の改善は、その一部は短期的に一定の成果が上げやすい分野ではないかというふうに思います。とりわけ休憩所や宿直室などが未整備の事業所、あるいは老朽化している、こういった事業所にとって、ハード整備は労働環境の改善に向けて即効性が高い取組であると言えるのではないかと認識をしています。

三重県では、人材確保に関する方針の策定に向けて、働きやすい職場環境づくりについても議論がなされていますが、まずは休憩施設などの整備をはじめとするエッセンシャルワーカーがより働きやすい環境を確保するために、全庁的に取り組むことが私は極めて重要であるというふうに思います。継続的に給与を上げるというのは、残念ながら、これ、県の単独の財源で継続的

に行っていくというのは、なかなか実現性が低いと言わざるを得ないというのが実情だろうというふうに思いますので、そういった点でぜひ、こういった休憩施設などのハード系の整備に重点を置いて取組を行っていただければと思いますが、エッセンシャルワーカーの労働環境の改善のために休憩室などのハード整備を含めて、県全体としてどのような方針で取り組んでいくのか、その方針をお伺いしたいと思います。

〔小見山幸弘政策企画部長登壇〕

○政策企画部長（小見山幸弘） それでは、労働環境を改善するためにハード面の整備の支援も含め、県全体としてどのような取組を進めていくかについて、御答弁をさせていただきます。

三重県では、生産年齢人口の長期的な減少に伴い、今後、ますます深刻化することが見込まれる人手不足に対し、様々な観点からきめ細かな対応を行うべく、令和6年度当初予算において人材確保対策関連予算、総額42億円でございますが、これを先行して取りまとめ、その中で働きやすい職場の実現に向けた取組も促進することとしております。

新たな取組といたしまして、県内企業の働きやすい職場環境づくりを促進できるよう、女性用の更衣室や休憩室などハード面を整備する中小企業等を支援する奨励金の受付を来月から始める予定でございます。

人手不足の影響を緩和していくためには、行政だけが取り組むのではなく、産学官が連携してそれぞれの役割を果たすことが大切と考え、人口減少対策・人材確保に向けた産学官連携懇話会において対策の議論を深めておりますが、懇話会においても働きやすい職場環境づくりが大切との御意見をいただいております。重点的に検討を進めているところでございます。

また、医療、介護・福祉、運送・物流、建設業などエッセンシャルワーカーの人材確保については、これまで関係部局がそれぞれ取組を進めてまいりましたが、緊密に連携して、より効果的な対策を総合的に推進できるよう、本年6月に三重県人材確保対策推進本部を立ち上げて議論を進めているところでございます。

今後、産学官連携懇話会の場などを通じて把握した現場の課題やニーズを踏まえて、三重県人材確保対策推進方針、仮称ではございますが、これを年度内に策定する予定でございます。その中で、働きやすい職場環境づくりを柱の一つとするとともに、各業種の課題に応じた取組についても取りまとめていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。今、奨励金をこの10月から出すということでございます。こういった取組を一つずつやっていくということが私も重要だと思いますし、まずは入り口部分として、こういった奨励金を入り口として、これは広く多くの業種に当てはまるものであるというふうに私は認識をしています。個別いろんな業種、業態がありますので、それぞれの業種によって求められている整備というのは違ってくると思いますが、特に今回議論するテーマとして上げさせていただいているエッセンシャルワーカーについては、労働環境の改善というのが非常に重要だと思いますので、方針をつくった後になるのかもしれませんが、それぞれの担当部局でその業種にフィットするような形の具体的な対策をぜひ期待したいと思います。

特に私は今回、今、申し上げたハード系の休憩室であるとかそういったところを重点的にやっていくことによって、給与面ではなかなか勝てないけれども、それ以外の環境が素晴らしいということで人材確保の一助になるのではないかというふうに期待しておりますので、ぜひ具体的な取組を期待したいと思います。

それでは、少し個別の話に入らせていただきたいと思いますが、2番目として、看護職における精神的な要因による離職について、お伺いをしたいと思います。

この看護職については、前回の一般質問でも少し取り上げさせていただいております、そのときは県内の就職率及び県境を接する地域における県内就職率ということで質問させていただきましたが、（パネルを示す）上が県

内全体ですね。県内全体の就職率、県内就職率ということで76.5%から77%と、若干ではありますが、改善しているということでもあります。

また、県境を接する地域においても、下ですね、下の部分で73.6%から75.5%というふうに、若干ではありますが、改善をされているということでもあります。

看護師の確保については、担当部局の方々にいろいろ御努力いただいて、一定の成果を上げているということを少し紹介させていただきたいと思いますが、まだまだいろんな課題がありまして、その一つが精神的要因による離職であると思っております、全国的なデータを見ると看護職の新卒での採用者が、就職後1年以内に離職をする方が10.2%ということで、これ全国的にも非常に深刻な事態となっています。これは三重県においても同じような状況が見られておまして、（パネルを示す）まずこれは新卒の離職率ということではありますが、令和3年から離職率が伸びてきているということでもあります。

（パネルを示す）これは既に採用されている方々においても同じような傾向が見られまして、ここ数年、やはり離職率が伸びているという状況であります。

（パネルを示す）その一方で、では、全国的に見て三重県はどうかと言うと、全国平均よりはやや低いところにはあるけれども、11.2%という、これを高いと評価するのか低いと評価するのかというところは分かれるところではあると思いますが、私は決して低くないというふうに思います。

これが今の実情でありまして、いろんな取組をしていかなければなりません、全国的にも精神的なストレスが要因で離職をしているという方が、全国の統計によると約40%の新卒の看護師が精神的な負担を理由に退職されているという報告があります。

（パネルを示す）三重県においても新卒者の退職の理由が、平成30年度ですからコロナ禍前ですね。コロナ禍前は4位タイですかね。4位から1位が精神的な理由で、令和4年度には1位が精神的な理由によって退職されてい

るといふふうに顕著に伸びてきているという傾向がありまして、（パネルを示す）これは既に今いる看護職の方々についても同様の、転居も伸びているけれども、同時に精神的な要因によって退職をされるという方も依然伸びているということであります。

つまり、この辺りの対策をしっかりとやる必要があるのではないかとこのことでもあります。特に新卒の看護職員の方々には、命に向き合う責任感や過酷な労働条件により、他職種に比べて精神的ストレスが大きいという、こういった傾向があるのではないかと。また、夜勤やシフト勤務であったりとか不慣れた労働環境によってプレッシャーがかかり、精神的な原因でバランスを崩してしまい離職に至っているということでもありますので、こういったところのサポートをしっかりとしていくということが、県としても今後重要になってくるのではないかと、このように思うわけでもあります。

そこで三重県における看護職、とりわけ新卒者の精神的な要因による離職の高さについて、御答弁をいただければと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 看護職員の精神面での要因の離職について、御答弁申し上げます。

先ほど議員からも御紹介がありましたように、看護職員の離職状況は、離職率が増加をしております。その理由につきましては、新卒、それから新卒以外共に精神的な健康を理由とした離職が大きく増加をしており、離職防止の中でも喫緊に取り組むべき課題であると認識をしております。

看護職員の離職防止を図るためには、医療機関における勤務環境改善の促進と定着促進対策を一体的に進めていくことが必要であると考えておきまして、そのためには、これまでも三重県独自の取組である「女性が働きやすい医療機関」認証制度でありますとか、各医療機関における管理者や指導者等による相談対応、それから勤務形態・休暇取得・配置先の工夫などといったものを促進、それから病院内の保育所の施設整備でありますとか、勤務環境改善に向けた施設整備などハード・ソフト両面から看護職員の勤務環境改善

の促進に取り組んできたところでございます。

職場における精神的な健康課題を含めた対応につきましては、看護職員からの相談窓口を三重県看護協会と連携して設置するなど、看護職員一人ひとりに対応できる体制を整備しております。また、新人看護職員につきましては、離職防止につながるよう新人看護職員研修会や2年目看護職員研修会の開催を通じまして、コミュニケーション能力の向上ですとか新人同士の交流を促進したり、精神的な安定や就業意欲の向上に向けた取組も行っておるところでございます。

精神的な健康課題に対応していくためには、今後、さらなる取組の充実が必要だと考えておまして、看護職員の相談窓口についてはまだまだ不十分な面があるかと思っておりますので周知をしていったり、それから看護職員が抱える悩みは様々であることから、相談窓口の周知と体制の整備を図ってまいりたいと思っております。

それから、看護職員として働く前からストレス耐性を身につけるためのいわゆるレジリエンス教育、こういったものも必要ではないかということで県の有識者会議でも発言がありましたので、新人看護職員への研修ですとか看護教員に対する研修にも、このレジリエンス教育に関する内容を含めるなど研修内容も工夫してまいりたいと思っております。

これらの取組や院内の勤務環境改善の促進を総合的に進めながら、精神的な健康課題などの解決に向けた対策の充実を図るとともに、看護職員の業務負担軽減のためにも、看護補助者の活用等にも努めながら看護職員の離職防止につなげていきたいと考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。この看護職の処遇改善については、いろんな取組を過去からもやっていただいております。今日、明日、最近になって新たにやり出したわけではないので、今までこうやってきた取組をさらに加速させていくということが重要であると思っておりますし、特に今回ちょっと指摘をさせていただきました精神的な要因というのは、これ全国的

にも大きな課題となっているところでありますので、ぜひ県としてもこういったところのフォローをしっかりとやっていただければというふうに思います。徐々にではありますが、冒頭にお見せをしたように、県内就職率が伸びてきたとか、徐々に効果は上がってきていると思いますので、今までの取組をブラッシュアップさせて、ぜひさらに多くの人が三重県で気分よく働いてもらえるような環境づくりというものをしっかりとつくっていただければというふうに思います。

では、次に3番目の、子どもを虐待から守る対策について、お伺いをしたいと思います。

これは桑名市の長寿認定こども園において起きた虐待事案についてお伺いをするわけですが、令和5年の10月30日の予算決算常任委員会決算総括質疑においても質問いたしましたし、同じく昨年の11月30日の一般質問でも質問いたしました。極めて重要なことでありますので、少し焦点を絞って質問をさせていただきたいと思います。

特に私が問題だと思っているのは、（パネルを示す）この空白の1か月という期間があるわけでありまして。3月14日に、桑名市に対して本園に通う保護者から虐待があるという訴えがあったということでありまして。特に重要なのは、この際に虐待の実態を示す音声データを保護者が持参していたにもかかわらず、桑名市はこの音声データを聞かなかった、聞かずに返しているということでありまして。そして、3月16日に園に対して調査することとその調査結果を報告するように求めたということでありまして。そして、この事案については、桑名市長まで、トップまで3月の末の時点で情報としては上がっているということでありまして。これは桑名市議会の議会の答弁の中でそういった答弁がなされていたようでありまして。そして、この4月の月上旬、月上旬と言っても10日辺りだと思っんですが、辺りに具体的な動きが見られないため、保護者が報道機関であったり三重県に対して本事案を訴える準備を始めたところ、慌てて4月11日に三重県に対してこういった事案があるんだということを桑名市は報告したということでありまして。

これ、速やかに県に報告をされていれば、これだけ1か月という空白期間は生じなかったわけでありまして、以前も御紹介しましたが、報道機関のインタビューに応じた保護者の方々が、この数か月は非常に長かったという、特別監査が入った後、そういったコメントをされています。つまり、その長かった期間が、この空白の1か月がなければ少なくとも1か月は短縮をされたわけでありまして、この1か月、県に情報が上がってこなかったということは、私は県としても非常に重く受け止めてしかるべきだろうというふうに思います。

この1か月が、じゃ、何で生じたのかということ、私は園と桑名市との関係の中で何とか物事を解決をしようとしたのではないかと。時系列で並べてみると、報道機関や県に保護者から情報がもたらされようとしたら、報告をしているということですので、これは深刻に私は受け止めなければならぬと思いますし、さらに言えば、この園について以前もちょっと御紹介させていただきましたが、本事案が起きる前にも小さな事案で結構保護者から訴えがあり、その際に子どもが先生によってつねられたとか、そういった報告が桑名市にはもたらされていたわけでありまして。少なくともこういったことがありますということを県に報告するなり、一本連絡を入れるだけです。それほど業務量が増えるとかそういうことではないと思いますから、こういった情報共有をしていくということは、私は極めて重要だと思います。

どうしても市町というのはその近さがゆえに、なかなか園に対して強く言えないであるとか、人間関係が入り組んでたりとかするケースもありますので、そういった面でなかなか思い切ったことができないということもあると思いますので、少し客観的に見れる立場である県に対して情報が上がってきて、県として少し客観的にそれはやっぱりしっかり調査したほうがいいよとか、そういった連携を今後取っていくことが私は重要だというふうに思います。

この事案については、理事長の権限が非常に強かったという指摘もありますし、ベテラン職員が数年前に大量離職して、若手の職員の方々が何も物が

言えなくなっていたという、そういった状況も報告書等々で報告されておりますので、職場環境の改善等々も含めて県としてももっとやるべきことがあったというふうに思います。

今後、類似の事案が決して発生しないように、県として報告がきちんと上がってくるような、そして連携できるような体制をつくっていくべきだろうというふうに思いますが、県としてのお考えをお伺いしたいと思います。

〔枅屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枅屋典子） それでは、不適切保育事案が発生した場合の早期の連絡、それから連携体制についてお答えいたします。

令和5年に桑名市内の認定こども園で発生した不適切保育事案を受けまして、市が設置した第三者委員会からは市の初動対応、それから県への情報共有の遅れについて指摘がされております。

このため、令和5年10月に県が開催しました市町への説明会では、桑名市から初動対応の重要性等について御報告をいただいたところですし、また同時に、県のほうからは市町が不適切な保育に関する情報を入手された場合には、速やかな情報共有をお願いしたところでございます。

あわせて、令和5年度に全ての保育園、それから認定こども園を対象に実施しました実地監査におきまして、不適切保育の防止に向けたマニュアルの整備状況を確認するなど、不適切保育事案の早期発見と早期対応に取り組んでいるところでございます。

こうした中、現在国におきましては、保育所等の職員による虐待につきまして、障害児者施設や高齢者施設の職員と同様に、発見した人に通報義務を課すなどの制度の見直しが検討されているところでございます。

県としましても、このような国の動向を注視しながら、適切に制度の運用が開始できるよう、必要な情報を早期に入手しまして、市町、それから保育所等と情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後も、保育士等を対象とした研修会の開催など、不適切保育の未然防止に取り組むとともに、不適切保育事案が発生した場合の市町等から速やかな

情報共有、こちらを働きかけるとともに、県としましてもしっかりと連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。今回の問題については、私は非常に闇が深いと思っていてまして、本来県に上がってくるべき情報が上がってこなかったということでもあります。

しかも、いろんな方と、関係する方々と少し話をすると、どうも私立のことも園については県が所管しているというふうに認識をしている方が一定数いるんですね、依然ね。この事案が起きた直後の話ですけど、県が所管をしていて、市は関係ないんだというふうに言っている職員とかそういう方々、市の職員であったりとかそういった関係の方々の中には、そういった認識を持たれている方がいたというのが事実であります。

そういった中で県に情報が上がってきていない。自分たちが所管しているので自分たちで解決しなければならないと思っているんだっただけでも、県が所管している、それ自体が誤認なんですけど、思っている方々がいるにもかかわらず、県に情報が上がってこなかったというのは、これは極めて深刻であり、私は何らかの悪意というか、意図的に情報を隠しているんじゃないかと思えないというのが、これは実情だと思います。

知事は、この子どもに関することというのは非常に熱心に取り組んでいただいていると私は認識しておりますし、市町との対談の中でも知事の思いというのは、関係をする保護者とかこの問題に熱心に取り組んでいる方々にとっては、知事の発言は非常に勇気づけられるという発言をしている方もいましたし、知事に期待しているところは極めて大きいというふうに思いますので、この件について、あるいは子どもに関する施策についての思いも含めて、少しお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） 不適切保育に限らず、子どもの虐待、障がい者の虐待、高齢者の虐待も同じようなところがあるんですけども、なかなか発見が難しいです。その虐待を受けた当事者が声を上げにくいということがあります。

そして、その虐待がどんどんひどくなっていってしまう、これが特徴だと思えます。

そこで、議員から御指摘のように、それに気づいたら関係者が一丸となって対応する必要があるというふうに私は思っております。今回、当該法人に対しましては、6月9日から8月22日まで県が特別監査に入りまして、そして改善勧告11件、多いですね、改善指導3件、文書指導4件、この対応をさせていただきます。

法人からは11月に改善報告書が出てまいりまして、今、改善してもらっているところなんでございますけれども、やはり関係者が一丸となって対応するということが大事です。これは家庭の子どもの虐待も同じでありまして、昨年5月に津市で4歳の女兒が亡くなってしまふという事案が発生しましたが、このときもその事案が発生した理由の一つとして、関係する機関の連携が十分ではなかったということが明らかになってきたところです。

したがって、先ほど、この桑名市の不適切事案につきましては、桑名市から情報共有について意見を求めたところでもありますし、そして、今、家庭内の児童の虐待につきましては、有識者会議を設置しておりまして条例の改正に着手をしているところでございます。

加えまして、再発防止というのも非常に重要でありまして、これにつきましては、議会でお認めいただきました今年度の予算で、保育士の負担が過重にならないようにということで、臨床心理士を保育所などに派遣するアウトリーチの相談体制もやっていますし、国の予算を使いまして保育支援者の配置やICTの導入支援、こういったことも県としても対応させていただいているところでございます。

今後、こうした事案が起らないように、関係者の連携、これを強化してまいりたいと考えております。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。知事から一番最後に、関係者の連携をより深めていくとのことでございますので、この御発言には大変期

待したいと思っておりますし、今回の事案はまだ関係する方々にとっては終わっていないわけでありまして。ぜひ二度と、二度と再発が起きないような対策を講じていただければと思いますし、市町などの基礎自治体に対しては、県に必ず情報を上げてくれということ強く強く要請していく必要があると思いますので、ぜひお願いいたしたいと思っております。これ、1回言えば終わりということではなくて、何度も何度も言うとおかないと、市町の職員も異動したりしますので、決してそういった認識を失わないように、継続的に取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、最後の、2024年問題を踏まえた周遊戦略の必要性について、お伺いをしたいと思います。

2024年から、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正により、バス運転手の運転時間が厳しく制限され、1日平均運転時間が9時間などの制約がなされています。しかも、これは車庫を出てから戻るまでの時間とされているため、実働時間はさらに短くなるというのが実情であります。

このため、長時間運転が必要となる観光地へのアクセスは非常に厳しくなるということが予想されます。

特に三重県では、名古屋や大阪といった大都市を中心とした日帰り観光客が昨年度、少し数値がまた伸びておりまして、県全体で71.8%が日帰り旅行者ということですので、これらの観光客の減というのは地域経済にとって大変大きな打撃になるわけでありまして。この法改正により、例えば伊勢志摩地域などから名古屋、大阪といった大都市からの大型バスでの観光というのは大きく制約されることとなります。

つまり、三重県の主要な観光地の一つである伊勢志摩地域などへの日帰りでの観光旅行というのが制約されてくるということが想定されるわけでありまして。現在、こういう団体旅行から個人旅行へのシフトが進んでいるとはいえ、依然、この1度に多くの観光客が訪れる日帰り旅行というのは大きなウエートを占めており、この減が見込まれるというのは県内観光にとって大き

な打撃につながっていくというふうに思います。

そういった中で、県内全体の観光振興という観点で考えると、従来のように伊勢神宮を中心とした伊勢志摩地域に大きく依存したような観光戦略というものからは少し変更していかざるを得ないと。県内全体での、全域での観光振興というのがより一層求められてくるのではないかというふうに思います。今現在もこういった県内全域の魅力創出のための取組というのは継続的に取り組んでいただいているというふうに認識していますが、多くの観光地において過度に特定の施設に依存をするのではなく、県内各地に点在をしているキラリと光るような観光資源というものを周遊してもらえようような観光という形に若干シフトをしていく必要性は私はあるのではないかというふうに思いますし、また、これまで日帰り旅行が中心であったような地域においても、日帰りから宿泊へとシフトをしてもらえようような、滞在時間をより長くしていくような取組に面的に取り組んでいくことが私は重要であるというふうに認識いたします。

そこで2024年問題を踏まえて県の周遊戦略の必要性について、お伺いしたいと思います。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 2024年問題を踏まえた旅行者の周遊戦略の必要性につきまして、お答えいたします。

2024年問題やインバウンド需要の増加などによる運転手不足の影響もありまして、国内におけるバスツアーがコロナ禍前よりも実施されにくくなっていると聞いております。

やはりこのような中でも、旅行者から目的地として選ばれることが何より重要であることから、県ではDMOや観光協会等が関係者と連携して取り組む滞在型観光に向けた取組を今年度、県内8地域で支援しております。

例えば、桑名市におきましては桑名宿、宿場としての桑名宿における水との共生の歴史といったテーマで、七里の渡跡や赤須賀の漁師町など歴史ある観光資源を組み合わせたモデルコースの設定などに取り組んでおりまして、

県としまして地域が強みを生かしたマーケティングを行い、継続的な販売・提供につなげることができるよう支援しております。

また、三重県を訪れる旅行者が快適に滞在してもらえよう、宿泊施設や観光施設の付加価値を高める改修、さらには二次交通の充実などに対して補助を行い、ソフト・ハードの両面で地域が一体となって取り組む魅力ある観光地づくりも支援しております。

県としましては、引き続き旅行者が訪れてみたくなるような地域の魅力向上に取り組むとともに、県内各地の観光資源を面的に結びつけまして滞在価値を高め、より多くの旅行者に県内各地を周遊、ひいては宿泊していただけるよう情報発信等にしっかりと取り組んでまいります。

〔19番 倉本崇弘議員登壇〕

○19番（倉本崇弘） ありがとうございます。今現在も周遊観光をやっていないというわけでは全然ありませんし、しっかりと取り組んでいただいているとは思いますが。

しかし、そういった中でも今までとは少しフェーズが私も変わってきていると思いますので、法改正によって打撃を受ける部分もあれば、それを契機に新たな取組をより加速させていくということは私は極めて重要であると思いますので、今後の力強い取組をぜひ期待したいと思います。

今回は、防災の観点から二つであるとか、知事にも御答弁をいただきました子ども・子育てに関する質問もさせていただきました。いずれも極めて重要だと思いますし、これらの質問を通じて、重要なのは県庁内での連携であるとか、市町との連携がより一層重要になってきているなというふうに痛感をいたしますので、ぜひしっかりと連携を取りながら各部局で取り組んでいただければというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。人生最後の県議会での一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。人生最後です。はい。よろしく願いいたします。

それでは、自然保育（野外体験保育）の推進について、質問をさせていただきます。

三重県が2020年3月に公表した全国の地方移住経験者に対する意識調査では、移住先を決定する要因の一つが、生活に必要な施設、就きたい仕事に次いで、子育てに必要な保育・教育環境が第3位となっています。

また、移住のメリットとしては、自然環境が豊かな地域での暮らしが58%を占めて第1位となっています。都市部では決して味わえない豊かな自然環境の中で、買い物や医療機関などの生活に必要な施設があったり、仕事があったり、魅力的な子育てに必要な保育や教育環境がしっかりと保障され、どう持続させていくかということが重要であると言えます。

しかしながら、過疎化の進む地域や私たちの伊賀市のように広域で市町村合併を行った自治体では、市街地から遠く離れた周辺地域にある公共サービスや公共施設、学校も保育園も半ば強引に廃止をされたり、統廃合され、子どもたちの元気な声が聞こえなくなり、魅力であるはずの豊かな自然環境や

地域資源が生かされることのないまま、そこで暮らす住民の皆さんにとっては地域の将来に希望が持てず、不安と諦めの声も少なくありません。

今日取り上げる自然保育には、おおむね次の三つの特徴があります。一つ目が、地域の自然環境や地域資源を積極的に活用していること。二つ目が、屋外での直接的な体験活動を通じて子どもの感性や好奇心を刺激すること。三つ目が、子どもの主体的・創造的な遊びや活動を重視することによって、豊かな人間性を育むことを目指す保育・幼児教育と合致した理念の下、恒常的な取組として実施されていることを言います。

(パネルを示す) 先日、亀山市立加太保育園というところへ行ってきました。加太保育園では、もう七、八年前から周辺の川だとか山で、こういう自然保育が展開されているという、そういうフィールドになっています。

(パネルを示す) 写真も、保育園と保護者の皆さんの了解も得ているというところで上げさせていただきたいんですけど、ここ、僕は写ってないんですけど、スーツのズボンをまくってサンダルだけ履いて一緒に川へ飛び込んできました。もう1時間ぐらいでクタクタになったんですけども、これは子どもたちが竹の棒を拾ってきてこの川の深さを測っていると。どれぐらい深いんやろうなといって、子どもたちがそしたらこれで測ってみようかということで測っているところです。これは加太保育園の裏側の、名阪国道の下をくぐった川のところです。

(パネルを示す) もう1枚なんですけれども、この自然保育の後半部分は、子どもたちがこうやって円になっていろんな振り返りをしていました。この魚はどんなお魚だろうということだったり、やっぱりこのお魚もお父さんとかお母さんところへ帰りたいと違うやろかということで、最後はもうみんな話合ってみなで逃がしてあげて、バイバイというような感じで、みんながこうやって円になって感想を出し合ったりしている場面と一緒に同行させていただきました。

人間の成長においても、こういう最も重要な幼児期の子どもを対象に野外での遊びや運動を中心に様々な体験を深めて、知力と体力も同時に高めるこ

とができることとされる全国に注目を集める新しいスタイルの保育や幼児教育は、豊かな自然環境、地域資源を生かした活動を通じて子どもたちの知的好奇心や感性が豊かに生まれ、さらには異年齢の集団活動や地域の人々とのふれあいの中で、コミュニケーションや社会性、自尊心、自己肯定感の向上も期待できるとして、その取組が三重県も含めて全国で広がりを見せています。

そこで質問しますが、三重県では2015年度に野外体験保育有効性調査を行った上で、翌2016年度より野外体験保育としてアドバイザー派遣を行うなどの取組を進めてきたところですが、これまで自然保育（野外体験保育）の取組は三重県の子どもの育ちにとって、また人口減少や過疎化の進む地域に対してどのような成果や意義があったと考えているのか、お答えいただければと思います。

〔枡屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枡屋典子） それでは、自然保育（野外体験保育）の成果について御答弁申し上げます。

幼少期の子どもにとって、自然と直接ふれあう体験をすることは、議員も御紹介いただきましたように、子どもの主体性や想像力、思考力、それからコミュニケーション能力など、非認知能力の育成に有効であるというふうに言われております。

自然保育は、子どもが山や川など自然の中で遊び、かけがえのない体験をすることで、心を豊かにするものであるというふうに認識しております。

県では、これまで自然保育に取り組む保育所等を増やし、裾野が広がるよう、さつき御紹介いただきましたが、自然保育に取り組む意向のある保育所等に対するアドバイザー派遣をはじめ保育士や幼稚園教諭、市町の担当者等を対象とした事例研究・交流の場の提供ですとか、あるいはキャンプ場等の野外施設の職員を対象とした指導者養成講座の実施などに取り組んでまいりました。

令和5年9月には、自然保育が子どもの育ちを豊かにすることを組織・分野・地域を超えて幅広く共有し、連携することを目的に、自治体や関係団体

等によるネットワーク、みえ自然保育協議会が設立され、県も理事として参画しているところでございます。

こうした取組を通じまして、自然保育に取り組む施設の保育士や保護者からは、体験を重ねるにつれて、指示待ちだった子が自分で考えて動き出すようになった、友達同士で関わるが増え、周りを気遣ったり仲間意識を持ったりするようになったなどの声もいただいております。

また、自然保育の実施に当たっては、地域の山ですとか休耕田を利用させてもらうことで、子どもと地域の方との交流が生まれ、地域全体で子育てをする機運の醸成ですとか、あるいはその地域の魅力向上につながっているのではないかというふうに考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

その上で伺いますが、幼児期の自然体験を保育や教育プログラムに積極的に取り入れている団体を認証するという制度があります。鳥取県が2015年に創設し、（パネルを示す）これが全国の状況ですけれども、長野県や広島県、近隣では滋賀県や奈良県も独自の認証制度を設けています。認証制度の創設によって、より共通した基本理念を共有した上で、保育内容の充実や安全対策などの質の向上、広く子育て世代や県民への認知度が高まり、取組の推進力になるということが期待されるというふうに思っています。

さらには、県が2015年に実施した野外体験保育有効性調査の中でも、自然保育に関心がある保育園、幼稚園においても体験を行うフィールドがないことであったり、安全性の確保が困難である、あるいは職員の負担が大きい、職員にスキルがないなどの課題が10年前に明らかになっています。

そこで、認証制度以外にも、山梨県などではガイドラインや手引きを策定している県があります。不安を抱える園が一步踏み出しやすいように、また、質の高い自然保育にしていく上でも、県としての認証制度やガイドラインの策定を求めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔枅屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（柘屋典子） それでは、お答えいたします。

議員から御紹介いただきましたように、自然保育は非認知能力の育成に有効とされる一方で、やはり安全性の確保が困難であるとか、職員の負担が大きいですとか、スキルアップの研修が不足しているといった、自然保育の実施に課題を感じている保育園、保育所等もあるのが実情でございます。

県としましては、こうした安全性の確保などの課題を踏まえるとともに、先進県の事例も参考にしながら、自然保育に取り組む意向のある保育所等が一步を踏み出してもらえるよう、みえ自然保育協議会の構成員ですとか、あるいは関係団体、市町等とも連携してガイドラインの策定を検討してまいりたいというふうに考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 前向きな答弁、ありがとうございました。ガイドラインの策定から今後、認証制度だとか支援策の充実ということも取り組んでいていただきたいと思います。

今、みえ自然保育協議会で県が理事の立場に入っていると。その立ち位置なんですけれども、自然保育の主担当は子ども・福祉部だけれども、今、農林水産部の森林関係の予算で取り組まれているという、そういう形になっていますが、こども家庭庁なんかも豊かな遊びと体験がこれから不可欠になってくるというような方向も打ち出しているので、ぜひもっと子ども・福祉部の中でしっかり予算もつけて、支援策というのを充実させていていただきたいというのが一つと、もう一つは、このみえ自然保育協議会の中に参画している市町がいなべ市と亀山市と大台町しかないんですね。これまでもう10年近く何らかの取組を県が推進してきた割には、まだまだ市町の保育、あるいは福祉の担当者の中でも自然保育に対する理解がされていないというふうに感じているんです。その辺、県はどのようなふうな役割を果たして市町や、さらに私立の園も含めて広げていくのか、県の考え方を聞かせてください。

○子ども・福祉部長（柘屋典子） 予算につきましては、部のほうでもいろいろ今回のガイドラインの検討につきましてもありますので、頑張っ

行きたいなどは思っておりますけれども、実際どうなるかはちょっとこの場ではお答えできませんけど。

〔「もっと押さない」と呼ぶ者あり〕

それと、あと参加している市町が少ないということでございますので、そちらにつきましては、そのガイドラインの策定のタイミングにも合わせまして、県ではこういうことを考えているよ、連携しながらガイドラインも策定していくよということも含めて、その魅力を各市町にも発信していきたいなというふうに考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 今回、取り上げようと思ったのは、やはりどんどん、伊賀市もそうですけど、この広い地域の中で端っこからあれもこれも消えていって、学校も公共施設も公共サービスもなくなっていって、真ん中へ寄せていくというような、そんなまちづくりではやっぱり皆さんが希望を持ってないというふうに思いました。やっぱり子どもの元気な声が聞こえる、そういう地域であってほしいと思いますし、子どもの育ちにとっても非常に重要なことだと思っています。

特に人口減少や過疎化の進む農山村地域では、子どもが育つには最高のフィールドがあるんだということを県として強く打ち出してほしいと思います。三重県の豊かな自然環境を生かした保育や幼児教育をアピールすることによって、子育て世代の移住先としての選択肢になり得る可能性も含めて、地域の活性化や魅力向上への波及効果、こういうことにも着目をして、知事自身ももっと旗振り役をして、三重県らしい自然保育を推進してほしいと思います。

知事出身地の亀山市の加太でも本当にこういうすばらしい取組があるので、もっと踏み込んで、何か予算を取ることを部長がちゅうちょしていますけども、そんなこと心配しなくていいように、やっぱり知事後押しをしていただきたいと思うんですけど、知事の考えを聞かせていただけたらと思います。

○知事（一見勝之） 私ら、小っちゃいときは、やっぱり自然の中で走り回って遊んでいました。そこから学ぶことも多かったと思います。けがすることもありましたけど、こんなことしたらけがするんやっっていうのがありましたね。

今の子どもたちは、あまり自然の中で遊ぶことが、特に都会の子どもにはないと思います。公園とか行きますけどね、そのぐらいですんで、山の中で走り回ったり犬に追いかけられたり、そんなことも必要なことかなとは思いますが。

移住をして来られる方にアンケートを担当部のほうでしていますけど、三重県の魅力っていろいろありますけど、人が優しいというのもありますが、自然が豊かというのはやっぱりありますね。子育てのために来られる方もおいでになるというふうに伺っていますので、部長は決してちゅうちょしたわけではないと思います。ちょっと奥ゆかしいのであいう言い方をしておりますけれども、様々なチャネルを使って子どもたちの自然共有ができるような、そういったことについて検討を進めてまいりたいと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） では、県内の各地で取り組みやすいように、県の一層の後押しをお願いしたいと思います。

次は、出身県としての松尾芭蕉の顕彰についてということで質問させていただきます。俳聖とも称される松尾芭蕉は1644年に私たちの伊賀市で誕生し、今年で生誕から380年を迎えます。

（パネルを示す）これは古川タクさんが描いたイラストなんですけれども、伊賀市のこの芭蕉翁生誕380年記念事業のポスターを持ってきました。

これまでも芭蕉さんの生誕の節目では、「俳句のくに・三重」であったり、あるいは「秘蔵のくに 伊賀の蔵びらき」という非常に懐かしく皆さん感じるかもしれませんが、こういったフレーズが少なくない県民や市民の記憶にあるように、県が広域的・主体的に市町や県民と協働した取組も進められてきました。決して当時に戻れというわけではありませんけれども、現在

の県の取組は多くの皆さんが少し寂しく思っているのではないかと思います。

出身県として芭蕉生誕380周年に当たってどのような取組を行っているのか、今後の展開も併せてお聞かせいただきたいと思います。

〔竹内康雄環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

県では、令和6年3月に策定しました三重県文化振興計画におきまして、郷土の歴史や文化を学ぶ機会を充実させることにより、県民の郷土愛の醸成につなげることを基本施策の一つに位置づけまして、本県にゆかりのある偉人を顕彰することや学ぶことを通じて、郷土への愛着や誇りづくりに取り組むこととしております。

松尾芭蕉につきましては今、御紹介がございましたが、ほかに並ぶ者のいない優れた俳人を指す俳聖と称されており、三重県が誇る偉人と認識しております。そのため、三重県総合博物館では、基本展示室で松尾芭蕉について県民の皆さんに知っていただけるコーナーを設けているところでございます。

本県では様々な時代や分野にわたり多くの偉人を輩出してきました。そうした偉人の顕彰を進めるに当たっては、市町や関係団体が行う生誕や没後の周年を記念した事業などと連携するなどしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

今年、御紹介もありました松尾芭蕉の生誕380年ということでございますので、県におきましても伊賀市での取組に合わせ、県立図書館の地域資料コーナーで6月末から10月末にかけて、松尾芭蕉の著作や掛け軸などの展示を行うとともに、10月12日、芭蕉の命日でございますけれども、それに合わせて俳句に関連する書籍の展示を行うこととしております。

また、三重県生涯学習センターでは、芭蕉翁記念館の学芸員の方を講師にお招きして、松尾芭蕉について学ぶ講座、これ2回、6月と9月ですけれども、開催させていただいて、この9月の講座に合わせて、エントランススペースで芭蕉関連のパネルの展示も行わせていただいております。

加えまして、文化観光の取組の一つとして、松尾芭蕉の送ってきた人生や

功績を学び、そのゆかりの地を訪れていただくことで、松尾芭蕉に対する理解が深まるよう、伊賀市や関係団体の協力も得ながら、伊賀市内の芭蕉にゆかりの名所やその魅力をSNSで継続的に情報発信しているところです。今後は、実際にそういう場所を巡ってもらふモニターツアーの実施も予定しておるところでございます。

引き続き、市町等と連携もしながら、松尾芭蕉をはじめ偉人の顕彰など郷土の歴史や文化を知る、学ぶ機会を充実させる取組をしっかりと進めまして、県民の皆さんの郷土愛の醸成につなげてまいりたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

今ありましたように、全国から、世界から注目される芭蕉さんの生誕地の殿堂といえる建物が、（パネルを示す）伊賀上野城や伊賀流忍者博物館がある上野公園の一角にあります、芭蕉翁記念館です。1959年に建設され、築65年が経過しています。今もいろんな企画展がやられていたり、芭蕉の直筆の真筆が展示をされていたりしていますので、ぜひ皆さんにお立ち寄りいただきたいと思うんですけども、老朽化が進んで収蔵スペースも手狭になっています。伊賀市では、これまで30年ぐらいにわたって老朽化の問題から検討もされてきて、20年近く前から芭蕉翁記念館の新築に向けた検討も行っていますけれども、答申が出されては頓挫して、答申が出されては頓挫してということを繰り返し、この問題がもう先送りできない課題になっています。

芭蕉さんや俳句、俳諧には裾野の広い研究者がいたり愛好者がいたり、全国に、世界に誇れる存在だと言えます。芭蕉翁記念館の県立化をぜひしていただきたいと思うんですけども、知事、いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 大学の3年生のときやったと思いますけど、他学部聴講という制度がうちの学校にありまして、文学部で松尾芭蕉の講座がありまして、私もそれを他学部聴講した記憶があります。確かに松尾芭蕉は三重県もそうですけど、日本が誇る非常に偉大な文学界の偉人であるというふうに

思います。

実はその文学界の偉人というのは松尾芭蕉だけではなくて、中森議員もよくおっしゃっていますが、「怪人二十面相」で有名な江戸川乱歩もおられます。これは名張市と亀山市に、鳥羽市にも関係のある文学者であります。それから、日本史研究の第一人者、本居宣長も我が県出身であります。加えまして、松阪市に顕彰記念館がありますけれども、北海道の名づけ親であります松浦武四郎、様々な偉人が三重県にはおるわけでございます。

松尾芭蕉に関して申し上げますと、山形市に山寺芭蕉記念館というのがあります。私も行ったことがありますけれども、非常に立派な記念館がございます。この記念館は山形市が市制100周年を記念して、また松尾芭蕉の奥の細道300周年を記念してつくられたものというふうに聞いておりますが、立派な記念館です。松尾芭蕉の生誕地である伊賀市にも、やはりしっかりと記念館をつくっていただきたいという思いは私自身も持っております。現在、山形県のも山形市がつくっておられるんですけど、伊賀市が今年の5月に伊賀市美術博物館基本構想を策定して、基本計画の策定に向けて準備を進めているところというふうに聞いています。しっかりとしたものをぜひつくっていただきたいと思います。

県としましては、専門的な文学の面ですが、知見を持つ職員、あるいはその学芸員といった人たちが伊賀市美術博物館建設準備委員会に参画をしまして、学術的な視点で支援しているところでございます。三重県に対する愛着や誇りを育めるように、偉人の顕彰も含めた文化振興にこれからも県はしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） これは平成11年に吉川実さんがおっしゃっていたり、平成21年には森野議員も同様の質問をされていまして、これからも粘り強く県と話し合っていけたらいいなというふうに思っていますが、やっぱり全国に、世界に誇れる芭蕉さんという顕彰や俳句文化の振興ということは、三重県の中で伊賀市1市で取り組めばいいという話じゃなく、やっぱり出身県

としてのそういう深い認識を持っていただきたいと思います。

今年10月12日に、芭蕉さんの命日に、知事が俳聖殿で開かれる芭蕉祭に出席していただくというふうに聞いています。伊賀市の皆さんも大変喜んでおられますが、そのときにぜひ芭蕉翁記念館を直接御覧いただいているんなことを感じていただければというふうに思いますが、知事、いかがでしょうか。

○知事（一見勝之） 「白露も こぼさぬ萩の うねり哉」。この季節に松尾芭蕉が詠んだ句であります。芭蕉は日本の風土に根ざした植物、それから観光地、自然、多くのものを詠んでおります。我が県が誇る偉人でございます。

10月12日に芭蕉祭に参加したいということで、これ、まだちょっと先でするのでどうなるか分かりませんが、そこで芭蕉の考えたことも、彼が生まれた土地で感じてきたいと思っているところでございます。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 駐車場からの道中に芭蕉翁記念館がありますので、ぜひ芭蕉翁記念館へ来てほしい。いかがですか。

○知事（一見勝之） 行程につきましては、私、まだちょっと聞いておりませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 何じゃ、それ。ごめんなさい。もういいです。時間がないので次に行きます。

それでは、香りの害と書いて香害とは、柔軟剤や芳香剤に含まれる合成香料の化学物質による健康被害のことをいいます。（パネルを示す）このポスターなんですけれども、2021年に消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁の連名で、こういうポスターの掲示を求めるという通知が出され、少しずつでありますけれども、理解が深まってきています。三重県議会でも、この6月定例会月議の本会議で、合成香料に起因する健康被害（香害）対策の推進を求める意見書案が全会一致の御賛同をいただいたところです。

実は私のところにもこういう相談がありまして、頭痛や吐き気、喉が締め

付けられるなどの相談が複数寄せられています。当事者の方のお話を伺うと、やっぱり日常生活だとか働くこととか学校へ行くことに支障があるということは本当に耐えがたいことだと思います。香りの害に対する理解や配慮がないために、たった一人でも学校へ行くという学ぶ機会を失うということはあってはならないと思います。

そこで県教育委員会では県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校の養護教員を対象に初めて実態調査を行ったと聞いていますが、その結果を明らかにするとともに、今後学校での健康被害防止に向けた取組をお伺いしたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） 嗅覚の過敏の生徒に関して全小・中学校、県立学校、これは通信制課程は除くんですけども、対象に実施しました。その結果、14万余の生徒のうち、少なくとも176名の嗅覚の過敏のある生徒がいるということが分かりました。

こうした生徒に対して学校では、個別の対応として座席を風が通りやすい場所に配置するとともに小まめな換気を心がけるとか、必要に応じ、保健室で休養させたり授業をリモートで行ったりと香りから避ける手だてをすとか、様々な対応を行っております。

ただ、香りの問題は体臭をめぐる問題にもつながるデリケートな事象ですので、多感な時期の児童生徒を指導する際には十分な配慮が必要となります。

今後、取組の好事例を各学校へ紹介しまして、学校の対応が一層進むように取り組んでまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

本当に周囲とか社会の理解が進むだけで少数者、マイノリティーという方が息苦しくない、安心して生きられると、そういう三重県になったらいいなという思いで取り上げさせていただきました。今後の啓発とか相談体制の充実、積極的な取組を期待して一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○副議長（小林正人） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきますが、まず冒頭、私のほうからも能登半島の豪雨によって、今の時点で9名の方がお亡くなりになられたとニュースで見ました。心から御冥福をお祈りするとともに、安否不明の方の一刻も早い安否確認、そして行方不明の方の一刻も早い救出を心からお祈りをいたしますし、被災された皆様方に心からお見舞いも申し上げたいと思います。

知事におかれましては、早速に2人の方を派遣いただいて、必要に応じて強ちに支援をすと言っていたいておりますけれども、今後の情報等を的確に把握していただいて、ぜひ支援のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、三重県地域医療構想について、これまでの取組と進捗状況についてということで、地域医療構想、2025年ですね、団塊の世代の方々が75歳以上になられる、そのときを目指して地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が平成26年に誕生し、三重県のほうでは、それを受けて平成29年3月に三重県地域医療構想をつくっていただきました。

9月は敬老行事がたくさんあって、いろんところ私も行きましたけども、特に中山間地域のほうでは、やっぱり近い将来の医療が、介護が心配だというお話がありました。やはりこれをしっかりとまず三重県が取り組んで結果を出していくことが大事だと思っておりますので、まず、その取組状況と今の進捗状況をお答えいただきたいと思います。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、地域医療構想のこれまでの取組状況について、御答弁申し上げます。

現行の地域医療構想でございますが、先ほど議員から御紹介がありましたように、本県でも取り組んでおりました高齢化による人口の構造、あるいは疾病構造の変化に対応するため、県内では八つの地域で地域医療構想調整会議等を通じて、地域の実情を踏まえた丁寧な議論を関係者と行ってきたところでございます。

それで、具体的にはこれまで令和7年でございますが、2025年における各医療機関の役割や病床数等を定めた具体的対応方針の協議を進めておるところでございます。その地域ごとに協議を重ねまして病床機能の分化や連携、在宅医療の推進等に取り組んでまいりました。この結果、地域医療構想の策定時と比較しまして、令和5年7月時点での県内の回復機能を担う病床は2600床以上増加するなど、そういった一定の効果が出てまいりまして、機能別病床数のバランスや総病床数は各地域の医療需要のピーク時を見据えた必要病床数に近づいているというところでございます。あわせて、調整会議では、医師、看護師等の医療従事者の確保ですとか、在宅医療の推進等にも取り組んできております。

今後も切れ目のない医療サービスを県民が安心して受けられることができるよう、先ほど議員も言われた、中山間地も含めて、各医療機関の具体的対応方針の進捗状況と関係者と共有して、引き続き丁寧な協議を継続してまいりたいと考えております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。

今、部長に答えていただいたように、三重県は特に八つの地域医療構想調整会議、区分をしていただいて、国のほうは二次医療圏でというようなことでしたけども、よりきめ細かに地域の実情に合わせてやっていただいているのが三重県だと思っております。ですので、2025年ってもうあつという間、もうかというぐらいなんですけど、もう来年という形になります。でありますので、新型コロナウイルス感染症もあって、本当に皆様方、御苦労いただいたと思いますけども、各調整会議のほうで、まずは2025年度を目指しての

制度でありますので、ある一定の結果につなげていていただきたい、推進していただきたいと思います。

それでは、2問目に入りますけれども、それを受けてになります、地域医療介護総合確保基金の今後と、そして新たな地域医療構想についてということで、今、地域医療構想を推進してもらう中では、この基金を活用していただいております。この基金も平成26年に国のほうで造成されまして、県、また市町が県に提出して、いろいろな事業計画を出して、そして国と交渉して認められた分が交付されるという形で、平成26年度以降、毎年度10数億円、令和6年度、今年度は16億円以上の予算を、交付金を頂いていると思います。そして、75事業を今、行っていていただいております。

そこに新たな地域医療構想というのが今、国のほうで動いております。これは2040年を目指して、医療介護の複合的なニーズ、サービスが必要な方が、85歳以上の方が特に増大するというそのときを目指して新たな地域医療構想をつくるという形になります。この二つは僕は連動していると思ひまして、今の制度と新たなのは当然つながっていきますし、基金も今16億円、本当に貴重な財源を三重県各地方は使わせてもらっております。

そこに、新たにまた医療構想をつくるとなると、さらに多額の費用が事業を推進していく上では必要になってくるということが容易に私は考えられると、そのように思っておりますが、先日、私も国のほう、厚生労働省の地域医療計画課の方と意見交換をさせてもらったんですけども、まだ今後、基金、まずは今の地域医療構想のための基金として創設したので、今後どうなるかはまだはっきりしたことが決まっていないと。当然、厚生労働省としては、しっかりと予算要求はしていく、医療分に関して、来年度も今年度と同じ733億円。介護分もほかでありますけれども、医療分に関して今、概算要求をしてもらっているみたいですけども、それ以降はどうなるか分からないということで、厚生労働省はしっかりと要求していくけども、財務省が認めてくれるかどうか、三重県で言うと、医療保健部がどんだけ要請してもらっても、総務部が認めてくれない、財政課が認めてくれないと、ということだと

思うんですけども、もしこの基金が先細りをしたり、ましてや廃止になると、今、行っている75の事業の中でも、病床の機能転換とかを終えたものは必要がなくなりますけれども、ソフト面の事業はずっと継続していかないといけない、そういった事業が多いと私は見ております。

そこに新たなものが来ますので、まず大事なのは、地域医療介護総合確保基金をしっかりと今後も確保、また国のほうでもしっかりと地方に必要な予算を交付してもらうように国に強く働きかけていただくことと、新たな地域医療構想は今、国のほうで毎月、新たな地域医療構想等に関する検討会を、3月に検討会の第1回がありまして、月一、二回程度やってもらっておりますけれども、この国のほうで今、協議をされていますけれども、三重県としては令和8年度に、この新たな地域医療構想を策定しないといけないというふうになると思います。

そうすると、今の制度から切れ目なく、しっかりと新たな地域医療制度に継続を、つないでいかないといけないということで、早くからこの議論も国の動向を見ながら進めていただきたいと思います。

そこで基金の確保に向けて国への働きかけに三重県はどのように取り組んでいくのかと、新たな地域医療構想の策定に向けて、早い段階から進めていただきたいと思います。どういった取組をしていくのか、ご答弁をお願いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、新たな地域医療構想についてと、それからその財源となる地域医療介護総合確保基金についての御答弁を申し上げます。

まず、新たな地域医療構想に向けてでございますけど、先ほど議員から御紹介のありましたように、新たな地域医療構想につきましては、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想としまして国の検討会におきましては、85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急ですとか、在宅医療の増大等の課題が想定される中で、限られた労働力で、より効率的な医療提供体制を実現すると、

そういった地域全体を俯瞰した構想とするような方向性で、今、議論がなされております。スケジュールにつきましては、先ほど議員もおっしゃられたように、その国の検討会では、令和8年度に各都道府県が策定することを想定されております。

本県におきましては、新たな地域医療構想の策定に当たりまして、今後、国から示されるでありましょうガイドラインとか、先ほども御答弁申し上げましたように、本県が八つの地域で丁寧に協議を重ねてまいりましたけれども、引き続き関係者とときめ細かく丁寧に議論をしていけるように早くから、国の通知が来る前に検討会の資料等を参考に準備を進めていきたいと考えております。

それから、地域医療総合確保基金の重要性でございますが、先ほど議員がおっしゃられたように、県も大変この基金を活用して対応をしてまいりました。令和7年、2025年を展望して創設されておりますこの基金でございますが、創設以来毎年度、県の計画を策定し、病床の機能分化や病院の施設・設備整備、あるいは医療従事者の確保などに向けて幅広い事業に活用されてきました。先ほどは予算ベースでは16億円ということでございますが、決算ベースで、令和5年度の医療分としては約13億円ということございまして、非常に大きな金額を活用して、これまで活用してきたところでございまして、非常に貴重な財源ということで、地域の医療提供体制の維持・強化に重要な役割を果たしていると認識しております。

それですけれども、この地域医療総合確保基金につきましては、2025年を展望して創設されてきましたので、先ほど議員からの御紹介にあったように、これが新たな地域医療構想に活用できるかは不透明という状況でございます。

このために、県としましても、新たな地域医療構想を推進していくために、基金の制度の存続及び拡充、将来にわたり必要な地域医療提供体制を構築するための財源確保をしっかりと国に働きかけてまいりたいと考えております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁、ありがとうございます。

しっかりと早い段階から国の様々な検討状況をこちらからしっかりと取りに行き、それに合わせて各地域、特に三重県は南北に長く東西にも広がります。各地域に必要な2040年の姿を目指して、2025年をしっかりとやっていった上で2040年を目指して取り組んでもらいたいと思います。

基金に関しては、知事にも全国知事会のほうで、また議長のほうには全国都道府県議会議長会のほうで、これ三重県のみならず本当に地方にとって大切な財源でありますので強く求めていただきたいと、そのように思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

指定管理者制度及び委託事業についてということで、ここでは特に指定管理料と委託事業費が実態に即し適切に積算、発注されているのかということ、特に労務費、人件費について今の環境変化、状況変化や賃上げをしようという全体的な動きの中で、その促進も含めて適切に、また適時対応できているのかという観点から取り上げさせていただきたいと思います。

三重県では、指定管理者制度に関しては基本方針が示されていて、それに沿って、その施設が指定管理者制度を活用すべきかどうかを検討された上で、今、33の施設のほうで指定管理者制度がなされていると思います。

また、委託事業を毎年、各団体に県の政策目標を共有してもらいながら、その目標達成のために委託事業のほうを出していただいておりますが、いろいろ現場を歩くと、やはり指定管理にしても委託事業にしても人件費のところをもう少し増額してもらいたい。それは人がもう少し必要だとか雇用を継続してもらうためには、今、賃上げをしてあげたくてもなかなかできないんです。特に専門性の必要な方に関しては、やはりそれなりの労働に見合った、また貴重性に見合った、貴重な方ですので賃金を渡したいけども、それが今できないのも現状ですということでもあります。

指定管理者制度は33施設のうち、ほとんどが5年という契約期間になっております。そんな中、政府のほうでは、この9月がそうなんですけれども、今、社会的問題になつとる価格転嫁ができていないという、そういった問題を何

とか改善しようということで、この9月、そして3月と価格交渉促進月間というのに定めて、今、いろんな啓発を受注者にも発注者にもしてもらった状況でございます。この9月の後もやるんですけど、3月の月間の後にフォローアップ調査というのをされていて、約30万社の受注者側のほうにアンケート調査をしていただいて、実際に価格交渉が進んでいるか、そういったアンケートをとってもらったんですけども、3月の月間の後の調査では、確かに着実に前へ価格転嫁とか価格交渉はできているという企業が増えてきているというのも事実でありますので、これはしっかりまた国と県、市町が連携取りながら進めてもらいたいと思いますが、一方で労務費という分野においては受注者が価格転嫁できていないという、そういう発注者の上位3業種の中に地方公務というのが入っております。

ですので、地方自治体、国もそうですけれども、発注してもらった様々な事業が受注者から見れば労務費の分野で特に転嫁してもらえてないというような、そういったアンケート結果が出ておるといことで、3月の後の調査ではそういう結果でありました。今、9月が終わった後、またフォローアップ調査をしますので、そのときによくなっとったらいかなとは思いますが、現状はやはり現場で聞いてきた声と相違ないなというふうに私自身は思っております。

そこで、やはり県は民間企業に対して物価高騰を上回るような賃上げもやっていただけるようにとか、また最低賃金のほうも、来月10月1日から50円上げて1023円ともなります。そういったところに適時対応もしていかないとはいけませんので、この指定管理者制度における指定管理料、5年契約なのでまだ1年目のものもあれば3年目、もう終わりというのものもあるかもわかりませんが、もう一度しっかりと算定がきちんとなされているか、環境変化に対応できているか、その辺をチェックしてもらいたい。

また、委託事業においても、本当に県がその事業を達成するために各団体は一緒になって頑張ってもらっていますけども、県は県の目標に対して実際に労働人数であるとか働いてもらった方々の、取り組んでもらった方々

の人数が適切なのか、また賃金はちゃんと届いているのか、その辺りを検証してもらいたいと思うんですけども、総務部長いかがでしょう。指定管理者制度は各部のほうでやってもらっていますけども、総務部長のほうに代表して御答弁いただきたいと思います。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 指定管理者制度及び委託事業における物価・賃金上昇等を踏まえました対応状況等につきまして、御答弁申し上げます。

まず、指定管理者制度でございますが、その指定管理料につきましては、県と指定管理者との基本協定において予算の範囲内で両者が協議した上で定める額というふうにしているほか、リスク分担についてあらかじめ決めておきまして、物価変動に伴う人件費や物件費等の経費の増減があった場合は、両者が協議し対応することを原則としておきまして、先ほど議員のほうから御指摘いただきました5年の中でも、時宜に応じて、必要に応じて協議をするというようなことになっております。

そのような中、各施設においては施設利用料収入の有無でありますとか、事業における労務費が占める割合の違いでありますとか、様々事情が異なるということもございまして、一律の対応によらず個別に協議することを基本として調整を行っているところでございます。近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る公共施設の臨時休館への対応でありますとか、エネルギー価格の上昇分の補填など、状況に応じて必要な指定管理料の再算定を行ってきているところでございます。

また、委託料については、人件費やエネルギー・資材価格の影響を強く受ける清掃・警備業務でありますとか、設備管理業務におきまして単価の見直しや変更契約等の対応を講じてきたところでもございます。

今年度においては、エネルギー価格等、引き続きの物価上昇に加えまして人件費についても上昇傾向にあるということでございますので、指定管理料の適切な再算定に向け、早ければ12月補正予算で対応できるよう庁内には周知をしているところでもございます。

今後も施設ごとの運営形態に応じた適切な指定管理料となるよう、指定管理者との協議を進めるほか、委託料についても国を含めた動向に注視をいたしまして適切な対応してまいりたいと考えているところでございます。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） 適切に対応していただける、再算定をしていただけるということですので、しっかりとお願いしたいと思います。

発注者側と受注者側では、やはり感覚もちょっと違うかと思います。県は様々な事業で経費削減するのも確かに必要な目標であると思います。皆様方の大切な税金を使わせてもらっておりますので、それはそれで大事なんですけども、やはりそこで県の目的である県民サービスの向上に取り組んでいただいとる皆様方の労働環境がどうなのかというのは、それと同じぐらい私は大事やと思っております。県民の皆さんでありますので、しっかりと取り組んでもらいたいですし、補助事業の中でも人件費を伴う補助金が適切なのかどうか、例えば商工会や商工会議所でやっていただいとる経営指導員とか経営支援員、こういった方や人件費、県のほうから出してもらったと思えますけども、これが委託なのかどうということなのか分かんないですけど、補助してもらっております。そういった補助金の額が大丈夫なのかどうか、目標達成に向けてその辺りもしっかりと取り組んでもらいたと思います。

時間がないので最後の質問に入らせていただきます。

最後は、公共工事における入札制度についてということで質問させていただきます。これも一緒のように労務単価というのが最近、すごく上昇してきてるし、そうしないといけないというような社会的な風潮だとも思います。

また一方で、原材料高やエネルギー価格の高騰や働き方改革、様々なことが公共事業を担っていただくそれぞれの業界の皆様方にも負担といいますか、大変厳しい環境の中で頑張っていただいとると思います。

そこで、今回は発注方式、発注標準とも言われるみたいですけども、その変更の提案ということと総合評価方式の入札における公平性・透明性をさらに高めていく、そういった取組が必要じゃないかということで2点取り上げ

させていただきたいと思いますが、時間がないのでちょっと端折りながらになります。

(パネルを示す) 最初に、このパネルを御覧いただきたいと思います。これが県の今の発注方法。これは土木一式工事と建築一式工事の分だけをちょっと1枚用意させていただきました。これ以外にも電気工事であるとか管工事、舗装工事、造園工事というのものもあるんですけども、この二つを象徴的に上げさせていただきました。これは平成26年度からこの形でそれぞれのランク、このランクというのは企業の、県の出し方ですと総合点というのと技術者の人数ということで出してもらっていますが、Aランク、Bランク、Cランクというのがあります。管内Cランクの方は、この表で見てもらうと、土木一式工事ですと2500万円までの工事には入れる、管内Bランクの人は2000万円から7000万円まで入れますよ、管内Aランクは3000万円から3億円まで入れますよというような形で、途中の1億5000万円というのは管内を分けて地域のために発注してもらっていますが、そのハードルが取り払われる金額やと、そのように理解しております。

一番左のWTOの1500万SDRというのは、特別のレートを掛けるということで、今のレート、最近のレートで掛けると28億8000万円以上の仕事とかそんな感じになると思います。建築のほうもそうなんですけど、何が言いたいかと言うと、県のほうは発注、設計で積算をしてもらうときに、原材料とかそういうものの値上げをしっかりと考慮して、労務費も考慮して積算をさせていただくとしたいと思いますけれども、大体いろいろ聞くと例えば今までよりも最低でも1.3倍とか、1.5倍ぐらいの原材料高やエネルギー価格の高騰、労務費の上昇があると。ですので、例えば今まで平成26年度の数字でいっても2000万円の仕事ができたところが、今やと2600万円とかそれ以上になって、もうCランクは入れないという形になります。Bランクもそうですし、Aランクとしても2億6000万円の工事であれば、最低の1.3を掛けてももう3億円以上になって、そこに単独で取りに行くことはできないという形になります。平成26年度の数字ですから、今の物価や様々な社会状況に合わせるべき

だと思いますので、このそれぞれの一式工事の中に、このグラフがありますので、それぞれにしっかりと見直しをしてもらいたいと思います。それが1点目です。

二つ目、総合評価の公平性・透明性は、総合評価はその中に技術提案というのがあります。いわゆる作文と言われているみたいですが、その点数がどのようにつけられているのかというのは、開示請求しても見せてもらえないようにブラックボックスになっております。全国的にいろんな入札におけるニュースがある中で、やはり業者の方から本当に総合評価は適正に採点されているんだろうかと、一生懸命皆さん入札に参加して留意点とかを考えて、限られた文字数で作文をしてもらったんですけども、この辺がブラックボックスになって何が悪かったのかも、次につなげることもできないという状況でありますので、ここをより公平性、また透明にしていけるためには、一つの案として今、各建設事務所ですべて完結している状況でありますけども、幾つかの工事において種類もあると思いますが、サンプルを県庁本庁のほうで一度、公平に採点がされているかどうかというのをチェックしてもらおうということが一番身近にできることかなと思うんですけど、それらを含めて公平性・透明性を高める取組をしてもらいたいと思いますが、この2点について質問させていただきます。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、発注標準の取扱いと総合評価方式の審査について御回答いたします。

発注標準につきましては、本県では発注する建設工事の適正な施行を確保するため建設企業を格付けし、そのランクに応じて一般競争入札に参加できる価格帯区分を定めて、三重県建設工事発注標準を策定しております。

先ほど御紹介していただきましたように、6業種を定めておるところでございまして、経営規模や技術者数等からランクを分けておるところでございます。

これにつきましては、平成26年度の改定以降、見直しを行っていないとい

う状況でございまして、近年の資材単価、労務費が高騰していることから見直しが必要な状況にあると考えております。

地域の建設企業が将来にわたり存続し続けるには、物価高騰などの社会経済状況の変化に柔軟に対応した入札制度の改善が必要と考えておりまして、建設企業が適正な競争の上でこれまでと同様の工事規模の入札に参加できますよう、建設業界の意見も聞きながら、発注標準とその運用を定めた発注方法の取扱いについて、見直しを検討していきたいと思っております。

それから、総合評価方式でございしますが、先ほどの技術提案につきましては、発注機関職員で構成されました技術審査会で審査を行っております。これまでも公平・公正な視点により審査をしておりますが、採点方法の基準が不透明であるとのアンケートによる企業からの意見をいただいておりますので、先ほどご提案いただきました本庁職員によるサンプルの技術提案の検証など、総合評価方式の公平性を高める取組について検討していきますとともに、併せて審査結果の公表につきましても透明性を高める取組について検討していきたいと考えております。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） 答弁時間が少なくなって、すみませんでした。

しかし、見直し等もしてもらい、透明性・公平性も確保してもらおうということで、今の県の皆様方ができてないと言うのではないです。一生懸命、適切に評価してもらったと思うんですけども、やっぱりそこは先ほど言ったブラックボックスになって分からない部分がありますので、より透明性・公平性を高めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。14番 廣 耕太郎議員。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○14番（廣 耕太郎） 質問の前に、私からも能登半島の水害でお亡くなりになられた方々に心から御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

新政みえ、伊勢市・鳥羽市選挙区選出の廣耕太郎でございます。一見知事、こんにちは、お元気そうで。健康第一ですね。

私事ですが、来月の10月で62歳になります。知事と同級生なんですね。同い年。奇しくも私の幼稚園からの友人Nさんがいるんですけど。2人で飲みに行くような仲間なんですけども、開業医で私の主治医をしてもらっておりますが、私に対して、おい、一見、元気でやっとなんて言うんですね。えっ、何でおまえ知つとんのと。いや、高校のときの友達やと。ねえ、知事。友達の友達ですね。皆、友達だつてね。知事は多分、私のことは友達とは思ってもらえないと思いますが。それはさておき、私も議員生活が20年以上になります。20年もたつと何か緊張感がなくなるといいますか、全く緊張しなくなるんですね。ええことか悪いことか分かりませんが、何というんですか、心臓に毛が生えるというんですか。どうせ毛が生えるんなら違うところに毛が生えてほしいんですけども。それはともかく、今日は大きく四つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目は私の一丁目一番地といいますか、議員活動のメインのテーマでもあります防災対策です。今回の能登半島、また今は水害で大変なこと

になっていると思うんですが、そのことを踏まえてちょっと話をさせていただきたいと思っております。

二つ目は、新型コロナワクチン。これについては、皆さんから周りから言うなよと、もう言わんでええぞというふうに言われておるんですが、ここに来ていろんなことが出てきました。レプリコンワクチン、そして定期接種ですね。このこと言うと、敵が増えるんですね。敵は増えるし味方は減るし、選挙は苦しくなるし。三重県で一番当選確実が出るのが遅かった議員が廣耕太郎ということになってしまいました。ですから、今回はこれを言うなというふうに言われたんですが、自分の選挙も大事ですよ、けれども、やっぱり県民の健康と命、これが一番大事だということで、今回もこの質問をさせていただきます。

そして、三つ目は発達障がい者への支援です。私、この発達障がいという言葉は聞いたことはあるんですが、ただよく知りませんでした。いろいろ調べていきますと、結構多岐に及ぶんですね。これも発達障がいと言うんだということをよく気づかされます。あれ、これって俺もこういうところあるよな、度合いの違いはあれね。度合いの違いはあるんですけども、こういったところって自分もあるなって思ってしまうことも多いんですね。

例えば、一つのことをこうずっと思うと、ずっとそれを思ってしまうと周りが見えなくなるんですね。明日はいろんなことやらな、大事やな、明日、何やらなあかんかなと思っていると、明日のことばかりが頭に行って今日のことを忘れるんですよ。いつも妻から叱られます。お父さん、今日は告別式があるのよ、そのスーツでいいのと言われると、あっ、そや、このスーツはあかん。それ終わったら式典があるのよ、ネクタイ要るのよと。あっ、そやったなというふうにもうすぐに忘れてしまうんですね。妻から言わせてみれば、もう忘れる王様やなとかね、本当に忘れっぽいなとずっと言われ続けています。

しかし、忘れっぽい忘れっぽいと言われながら、もう60年以上こうやって生きてこられたわけです。うちの代表は70年以上生きていらっしゃいます、

まあ余分なことですがね。

そういったことも踏まえながら、次は4番目、教科書の採択について質問させていただきます。これは、私は今回は主に歴史ですね。歴史教科書ですが、私の考えですが、やっぱり日本の歴史というのは天皇制、そして皇室制度、これを抜きにしては語れないんじゃないかな、教育できないんじゃないかというふうに思っております。こういうことも入れながら、どうやって採択をされていくのか、採択の方法なども踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、議長のお許しを得ましたので、発言通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まずは、先ほど言わせてもらいました防災対策についてでございます。私、いつも言っていますが、いろんな災害があるとボランティアに行きます。東日本大震災のときは、もう延べ半年ぐらいつとボランティアで現地に入りました。今回も震災が発生してすぐ1月の7日に金沢市に入りました。それから、七尾市と穴水町のほうに知り合いから要請があった支援助物資を持って現地のほうに行きました。

ただ、このときには、輪島市とか珠洲市には入ることはできませんでした。

それからちょっと時間がたつてしましまして、ゴールデンウィークですね。ゴールデンウィーク11日間、もう11日間ずつととりあえずスケジュールを明けまして、11日間続けて現地のほうに入ろうと思って、そして現地にいる知り合いに問合せをしたところ、全く受け入れができませんと。ああ、そうと。もう泊まる場所も何にもないと、その当時ですね、ゴールデンウィークです。ああ、そうか、それはあかんというふうに思ってしまった、それからだんだん日にちがたっていったというか、あつと言う間にもう半年たつてしまったんですね。という、もう何か情報もだんだんと入らなくなったんですね。もうニュースでも出ないし、この1週間というか、最近では水害で能登半島の情報が入ってきます。

しかし、皆さん、よく考えてみてください。10日前はどうでしたか。2週

間前は能登半島のもう情報なんかほとんどなかったと思うんですね。私もあんまり気にしてなかったというか、もうインフラも整備されたのかなというふうに思ってしまう。

しかし、そうではないんですね。私の友人が月1回現地に行っています。いろんな話を今回も聞きました。

どういう状況かと言いますと、先ほども山崎議員からありましたけれども、(パネルを示す)こんな状態ですね、こういう状況。こういうのですわ。

(パネルを示す)それと、こういう状況ですね。まだまだボランティアの手が必要な状況です。

(パネルを示す)輪島市役所の前もまだまだこういう亀裂が入っているような、こういうふうな状況。これは先々週の状況です。

けども、もう我々としては、ほとんどインフラも整備されて、復興ももう大分進んでいるんだろうというふうに思ってしまう。

しかし、やっぱりそうではないんですね。今、8月いっぱいでもう自衛隊も引き返してしまった。大きなボランティア団体ももう今は山形県のほうに行っているのかな、そんな感じで何かボランティアも減ってきたと。

じゃ、町なかは本当にインフラ整備されているのかどうかということを考えてときに、石川県に聞くと、いや、もう大分、ほとんど電気も皆通っていますと、もう水道も本管は全部通っていますというふうな説明になるんですが、ただここで問題は、本管は通りました。しかし、その本管から自分の家に引き込む水道工事が全然進んでいないとか、まだお風呂が入れない、水洗トイレも使えないという家が物すごくたくさんあるそうですね。

何でか。そういった業者がないそうなんです。工事をする会社も、行ってもあまりもうからないから、あまり実入りがいいもんですから行かない。ですから、今、そこを県として補助していくというようなことをやり出しているという話も聞きましたが、まだまだ問題がたくさんある。

そして、もう一つ聞いたのは介護施設です。これは輪島市も珠洲市も今、高齢化は5割以上なんですね。年配の方がすごく多いんです。ですから、そ

ういった介護施設がたくさんあるんですね。

ただ、今、どういう状況かと言いますと、その介護施設は軒並みもう休業しています。それはそうですよ。みんな避難してしても年配の方がいないんですから。だから、お金も入ってこない、休まざるを得ない。多分、そのうちといいますか、廃業されるところが多くなってくるのじゃないんでしょうか。それを考えたときに、じゃ、もう避難されていた方が帰って行きますと。帰ってきたときに、やっぱり年配の方が多くですね。じゃ、その年配の方が訪問介護を受けたいとかデイケアサービスに行きたい。ないんですよ、介護施設が。そうなると思えないというか、そういう状態にもなってしまいます。そういった問題があるんですね。

そして、もう一つ、経済的な問題です。その施設、たくさんありますね。一つの施設で何十人かの従業員の方がみえます。まあ言うと、その人たちはそこで生活をしていますからお金を使いますね。その人たちがいなくなったら経済が回っていかないというか、お金が回らないというか、そういう状態にもなってくるんですね。これは本当にまだまだ問題がたくさんあると、私は思っておるわけでございます。

ですから、もし三重県がそのようになったらどうでしょうか。3か月たって、半年たって、そしてもう10か月たったら風化するというんですか、もう大丈夫だろうと、本当はまだまだ支援の手を差し伸べていただきたいのに、全然情報が入ってこないから、だからもういいんじゃないかなって思ってしまうんじゃないんでしょうか。

それを考えたとき、やはり今からもし被災して、この三重県がそういう状況になったときには、まだまだ手が欲しいんですよという情報をいろんなところでどうやって発信していくか。これが大事なことになってくると思います。

そこで質問でございます。被災した際に、長期的な支援を受けることができるように、復興状況の情報発信についてあらかじめ検討していく必要があると、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 復興状況の情報発信について答弁いたします。

大規模災害が発生した際に、一日も早く復興を果たすためには、国や他の自治体、さらには民間団体などから被災地のニーズに合った息の長い支援が受けられますように、復興状況をきめ細かに、そして継続的に発信していくことは重要な取組であると考えています。

例えば、東日本大震災の被災地である宮城県では、復興の進捗状況を取りまとめましてホームページで公表するとともに、復興の取組や被災者の思いなどをまとめた冊子の発行、被災者や復興に携わる関係者向けのメールマガジンの定期的な発信にも取り組んでいます。

三重県におきましては、大規模災害が発生した際に、速やかに復興作業に着手できますように、必要となる対策や対策の手順を示しました三重県復興指針というものを平成27年度に策定しています。この指針の中で、復興に向けて取り組むべき項目として、「復興状況の把握と情報提供」を位置づけております。この中で災害発生から3か月を目途に、復興事業の進捗や被災地の回復などについてきめ細かに情報把握を行うとともに、ホームページへの掲載、メール発信、冊子やリーフレットの作成など様々な広報媒体を活用しまして情報発信を行うこととしています。

今後、能登半島地震をはじめ大規模災害の被災自治体が復興の状況について、こういった情報を、どのような手法で、どのような対象に発信したのか、こういったことを調査しまして、三重県において大規模災害が発生した際に、この三重県復興指針に掲げた情報提供を効果的に実施できるように取り組んでまいりたいと考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 御説明、御答弁ありがとうございます。

ただ、今のその話では、石川県がどういうふうにするのか、これを調査しながらということなんですけども、やはりそれも大事だと思うんですが、やっぱり三重県独自でこういうマス媒体をこういうふうに使って、3か月後

はこうやりますと、半年後はこうしますと。半年後というのは一つの節目でするので、マスメディアも取り上げてくれることが多いと思うんですね。そういうことも考え、じゃ、半年後から10か月後、何もありませんと。それを考えたときに、10か月後にはこういったマス媒体を使ってこのようにしていくと、SNSでもいいですよもちろん、先ほどの話でも。

ただ、SNS、確かに東京都知事選でも石丸伸二さんが普通のマス媒体ではなくてSNSのほうでインターネットでかなり取り上げられて、それで蓮舫さんを抜くというすごい快挙といいますか、結果を残したわけですが、しかし、まだやっぱりテレビ媒体というのは一番強いと思うんですね。そういったテレビ媒体というのを使っていくほうがいいと思うんです。

そこで、私も以前は広告代理店にいましたので、ペイドパブリシティというやり方があるんですね。ペイドパブリシティというのはお金を払って、そして一つのニュースにしてもらおう。ですから、ニュースの中で三重県を取り上げてもらおうとか、番組の中で三重県を取り上げてもらって、それをお金を出してそれで取り上げてもらうというやり方があります。そういったことをやっぱり今のうちから考えて、10か月後はこう、1年後のときはこうというふうにしておくべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○防災対策部長（楠田泰司） 情報発信におきましては、発信するというのももちろん大事ですけども、どのようにしっかり伝わるかということは非常に重要だと思っております。

したがって、今、廣議員から御提案のありましたペイドパブリシティというものを含めて、まずはこういった手法が有効なのか、さらにはどれぐらいの費用を要するのか、こういったことも併せて調査をしていきたいと、このように考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。今、予算のほうも考えてということで、どれぐらいかかるのか。それはテレビだけではなくてラジオもありますし、新聞もあります。そういったことも考えて、予算組みも早急に考

えていただくことをお願いしたいと思います。

次に、災害ケースマネジメントについてお聞きしたいと思います。この災害ケースマネジメント、あまり聞き覚えのない方も多いと思いますが、これはどういうことかと言いますと、これは被災者の救済方法ということなんです。

例えば、元気なおじちゃん、おばちゃんはどういった窓口に行って、私、こんな状態やから何とかしてくださいよと、要望をすごくきつく言うような人もいますが、ただおとなしいといいますか、自ら声を上げられないひとり住まいのおばあちゃんとかおじいちゃん、そういう方もいらっしゃると思うんです。そういう方に、一人ひとりの被災者に寄り添って、おばあちゃん、あんた、今、身寄りはあるの、お金は入ってくるの、健康はどうかの、家は流されたん、どうしたんという、そういったことを、その一人ひとりに寄り添って事情を聞いて、そしてその人に合った支援を継続的に続けていくことができる、そういうふうな生活再建を進めるようなマネジメント、これが災害ケースマネジメントだと思うんですが、県としてはどう捉えているのか、まずそこをお聞かせください。

〔楠田泰司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（楠田泰司） 災害ケースマネジメントの認識について答弁いたします。

災害が起こった際には、被災者支援においては、これまで被災者の申請に基づいて支援をするという手法が中心でしたが、それではなかなか被災者の自立・生活再建に結びつかないという課題があったということから、この災害ケースマネジメントという考え方が生まれてきたというふうに理解しております。

この災害ケースマネジメントは、特徴として3点上げられるというふうに考えております。

1点目は、被災者一人ひとりの状況について個別訪問により生活上の課題等を把握する。それから、2点目は、訪問により取得した情報を基に個々の

被災者についてアセスメントを行うこと。そして、3点目は、アセスメントの結果を踏まえて、個々の課題に応じた支援方策を関係する人たちがたくさん集まりまして検討するケース会議を実施し、継続的に支援を行うこと。この3点が特徴だというふうに考えております。

国では、令和5年5月の防災基本計画の見直しにおきまして、このマネジメントの導入に向けて、地方公共団体が平時から担当する部局を明確にすることや、地域の実情に応じてその仕組みを整備することを努めるように明記しまして、本年6月に発表した骨太の方針2024においても、災害ケースマネジメントの充実強化に取り組むこととしております。また、災害ケースマネジメントの標準的な取組方法や先進的な取組を行う自治体の事例を集めた手引き書というのも作成し、公表しております。

他県におきましては、被災した市町や関係団体による生活復興支援チームを組織し支援を行った事例や、災害ケースマネジメントの取組を進めるための推進協議会のような組織体を設置しまして手引書を作成している、こういう事例もあります。

この能登半島地震におきましても、仮設住宅や在宅で避難している高齢者等を対象に災害ケースマネジメントの手法により、個々の課題に応じた支援策が進められています。

現地で支援活動を行った県職員の中には、この災害ケースマネジメントの取組に関わった職員もおりまして、導入を検討すべきではないかという、そういった意見も出されております。

南海トラフ地震が発生した際には、県内各地で建物の倒壊、負傷者の発生というのも想定されており、被災された方の自立・生活再建には相当な時間がかかると考えられます。

このため、県としましても、平時から災害ケースマネジメントの実施に向けて連携が想定される関係機関と顔の見える関係を構築し、発災直後から円滑な連絡調整を実施することができるように備えておくことが重要であると認識しております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

私、この災害ケースマネジメントをちょっと調べてきましたところ、実は今、災害対策基本法というのがありますね。これは大きく七つに分かれておるんですね。七つ全部は言いませんけども、そのうちの5番目に「被災者保護対策」という項目があるんですね。被災者保護対策、その中にも四つあるんですね。一つが、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前作成。二つ目が、災害時における避難所、避難施設に係る基準づくり。そして三つ目が、広域避難、物資輸送の枠組み。四つ目がこれが一番近いんですかね、罹災証明書、そして被災者台帳の作成を通した被災者支援策と、こうあるんですが、ただこの中にやっぱり福祉とか介護という文字が出てこないんですよ。

国で言えば、今まで内閣府ですね、内閣府の防災担当というふうなことになるんですが、この福祉とか介護になると厚生労働省の担当になってくるのかなというふうに思うんですね。

そういうことから、この災害ケースマネジメントの円滑な実施のためには、平時から防災部局や福祉部局をはじめとする市町内の実施の主体の確認、NPOや土業団体など関係機関、民間団体との連携体制の構築、市町の地域防災計画等への位置づけ、研修の実施といった平時からの準備が重要とされています。

災害ケースマネジメントの現在の取組をお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

○防災対策部長（楠田泰司） 能登半島地震の支援活動を通じまして、今回災害ケースマネジメントの重要性というのを改めて認識しております。

このため、三重県と三重大学が共同で設置し運営していますみえ防災・減災センターというところで、市町職員を対象にしましてこのマネジメントを学ぶ講義を本年7月に実施しまして、25名の職員が受講しております。

また、防災対策部内に、このマネジメントに関する勉強会を立ち上げまして、他県の取組事例の収集ですとか関係する団体、必要な支援策などについて

て調査検討を行っているところです。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。県も本腰を入れて、今後、災害ケースマネジメントに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次の質問に移りたいと思います。新型コロナワクチンについてでございます。今回、この質問、4年連続となります。

ただ、前回の私の質問では、ユーチューブ動画が削除されました。いわゆるBANされまして、それはYahoo!ニュースでもトップ記事になって流れました。新聞にもでかでかどと載りましたね。

ただ、その内容がパッと見出しだけを見ると、廣県議会議員、規定違反というふうにして、私が何かやらしたんかなというような、そんなイメージを持たれるような、そんな記事の出し方でちょっと心外だったんですが、その件につきまして、実は大阪の読売新聞の記者が取材をさせてほしいという申入れがあったんですよ。えっ、何でやるなど。大阪の読売新聞とちょっと構えたんですが、来ました。

その記者が言うには、なぜBANされたんですかと、心当たりはあるんですか、やっぱりワクチンですかと聞くんですね。

ただ、先ほども言わせてもらいましたように、私もこれ、去年はもう過去2年やっているんですね。去年が3年目ですよ。もう1回目なんかもっとどぎついといいますか、きつい言葉で子どもたちにワクチンを打たせませんとかそんなことも言ったりしました。しかし、BANされなかったんですね。2回目もそうですよ。2回目もワクチンという言葉を出しまして質問させていただきました。でも、BANはされませんでした。

じゃ、何で今回BANされたんですかと。いやいや、それより何より何で大阪から来たんですかって聞いたら、大阪府がユーチューブを使って、そして議会を、情報を流したいという話をしているときに、大阪府議会の中で三重県で廣耕太郎県議会議員がBANされたんやという話になったから来たん

ですと言うので、ああ、そうですかと。私もユーチューブに聞いたんですけども明確な回答がなかったと。

ただ、ワクチン以外に何かないと考えたときには、超過死亡なんですよ。超過死亡。これは政府としてあまり言ってほしくなかったことなんだろうなど。

ですから、ここで私が超過死亡のことを言うと、多分またBANされるのかなというふうに思うんですが、だから言わんとこかなと思ったんですが、私は言わせていただきます。

超過死亡、前回もちょっと言わせてもらいましたけども、一体、超過死亡というのは何なのか、どういうことなのかと言いますと、日本は戸籍とか住民票とか国勢調査とかがしっかりしとるんですね。10代の方が何人いる、人口的にね。20代、30代、40代、50代、60代、70代、80代、90代、大体どれぐらいの人口がいて、今年どれぐらいの方が亡くなるか、年齢とそれと毎年の病気で亡くなる方、若い方も亡くなりますから、そういうデータを入れて、大体毎年140万人ぐらいです。140万人ぐらいが毎年亡くなるんですね。

例えば、政府が今年は140万人亡くなりますと言いました。結局、140万3000人亡くなりましたという3000人が超過しとるわけですね。だから、超過死亡が3000人ってなるわけですよ。8000人なら8000人ですけど、大体毎年三、四千人ぐらいの誤差はあるんですね。低い場合もあります。多い場合もあります。

2011年に1万五、六千人増えたんです、ドーンって。超過死亡が1万五、六千人。なぜか、これは東日本大震災があったからです。理由は分かるわけですね。1万人以上死んだ理由が震災。ああ、なるほど。だから、1万何千人超過死亡なんだなというふうな理由が分かるんです。

(パネルを示す) じゃ、これはどうでしょうか。この2021年のこの1月、これはまだワクチンを打っていませんね。そこから超過死亡が2月ならば1974人多くなつとる。これ全部上で超過という意味ですね、この矢印は。超過という意味です。だから、2021年の1月から今までで、全部で何と56万2920人。56万人ですよ。こんだけの方が超過死亡、毎年の140万人以外で亡

くなっているということなんです。

これを、じゃ、1年間にしましょう。（パネルを示す）これですね。2022年。2022年の1年間で18万9267人、2023年は20万1491人、そして今年です。今年はまだ半年です、半年のデータしか出ていません。ただ、半年なのに11万2639人ですよ。これ単純に2倍したらもう約22万5000人ですよ。人口で、1年間で伊勢市が2つなくなるぐらいの数字です。そんだけの方が亡くなっているんですよ。

これは何が理由なんでしょうか。先ほど山崎議員のときに、南海トラフ地震で最大、最悪の場合は5万人亡くなるというふうなことがありましたけど、その比じゃありませんよね。とんでもない数字です、これ。これを何で政府が問題にしないのか、黙っているのか、私は不思議でなりません。

これは余分な話か分かりませんが、以前、私の娘からLINEが来ました。お父さん、東京でとんでもないデモがあったんは知ってる。5万人のデモですよ、5万人。これは日比谷であったんですが、WHOのパンデミック条約に反対するデモがありました。ああ、あったんは知ってるよと言いましたら、でも日本では全く報道されなかったんでしょうと言うんですね。そのとおりです、全く報道はされませんでした。

ですから、こういうデモがあるということを知らない方が多い。それより何より、娘が言うには、オーストラリアでは日本がこんなにすごいデモがあるのに一切報道しない、先進国が言論の統制をしているということがニュースで流れておるんだと。恐ろしいことですよ。情報を与えない。本当にこれでいいのかどうかですね。

ワクチンの被害もそうですよ。これは1回目、2回目、3回目も言い続けました。ワクチン被害をもっともっと報道してほしい。ようやく何かNHKの「あさイチ」ですか、1回やったらこれも結構すごい反響だったそうです。ああいうことをやっぱり各メディアが取り上げないといけない、私はそう思っております。

そのワクチンの今の状況です。（パネルを示す）これを見ていただきます

と、これまでの全てのワクチン、これ1977年2月からですからもう47年前です。それで、厚生労働省が認定したのは3680件です。47年間で3680件。

しかし、この新型コロナワクチンは、わずか3年ちょっとで、3年半で8108件をもう認定せざるを得なくなった。これが今の状況ですよ。

じゃ、死亡者はどうか。（パネルを示す）これですね。今、新型コロナワクチン接種後の副反応疑いで死亡が報告されている、これ疑いですよ。疑いというのは、検死したお医者さんがこれはそうじゃないかというふうな疑いをした死亡報告が2204人です。えっ。私は先ほどの超過死亡を見ると、これは氷山の一角じゃないかなと思うんですね。年配の方がたったこれだけの感染症で死ぬかというぐらいの軽い症状で死んでくということがたくさんあるというふうに私、聞いております。2204人。いや、その何十倍じゃないかなと思うんですが、報告としては2204人。

（パネルを示す）認定されたのは、その中で818件ですね。先ほどと同じように、47年間で死亡認定されたのが158件に対して、この3年半で818件の死亡認定がされました。

でも、最初の頃、皆さん覚えていますか。どれだけ亡くなくても厚生労働省は、いや、因果関係はありませんと、分かりませんとずっとつつばねていた、そういうふうな報道を私は聞いたことがあります。これはもう認めざるを得ないような状況になってきたんだというのが今でございます。

日本は本来、ドラッグ・ラグというぐらい、新しいワクチンを認定するのに物すごく時間をかけてやってきました。それが今回は特別認証みたいな感じで、すぐに認定してワクチンを打ちました。原口一博衆議院議員がこのように言っています。このワクチンを7回も打っておる国というのはないんです、それが原因で超過死亡数が増えているんですと、はっきり言っていました。新型コロナワクチンの効果が確認できない、昨年臨時国会で私は質問しましたと原口議員は言っています。3年たっていますので効果をデータで示してくださいと言ってもデータが出てこない。よくよく考えてみますと、最初は感染予防効果が95%と言っていたんです。それが全くうそでしたと。

話は逆で打てば打つほど感染する。これは前回、私も表でお示しをさせていただきました。感染予防効果と言えないので、次は国がどう言ったかというのと、重症化予防効果がありますと。えっという話ですが、じゃ、そのデータを出してくれと原口議員が言いまして、今は調査中ですよと言って出てこないんですね。今、欧米を含めてほかの国では、もう2年前にワクチン接種をやめているんですよ。ですから、今どきっていいですか、その国では2年前ですから、何ですか、コロナってという時代になってきておるんです。なのに、日本ではいまだに第11波だ、第12波だと言いながら、また打ち続けるんですね。7回も打っているんですよ。

このワクチンの中身、本来ならばワクチンの中身は政府と製薬会社の契約で70年間出さない約束になっておったというんですね、70年間ですよ。けれども、その製薬会社が訴えられました、アメリカで。裁判で負けました。負けたからワクチンの中身が情報公開されたということなんです。

さらに原口議員が言うには、スパイクたんぱく質というのは、この3か月で消えると言っていたのに、2年たってもじんましの発疹も消えない。また、サイトカインというんですか、サイトカインという免疫の過剰があり、免疫が暴走するらしいんですね。原口議員の友達が亡くなった。亡くなったときに、体温が何と44度もあった。何ということやと、これは。

じゃ、このメッセンジャーRNAワクチンよりもさらに怖いと言われてますレプリコンワクチンというのが今度出ましたね。このレプリコンワクチンというのはアメリカで開発されて、それでベトナムで1万6000人ぐらいの方に打って治験をやりました。アメリカは承認したかというのと、何と承認しません。開発した国が承認しないですよ。治験を行ったベトナムでも承認はしません。じゃ、どの国が承認したんですか。どこもしてないんですよ。世界各国、どこもこのレプリコンワクチンを承認していないんです。日本では人で治験していません。なのに、日本が承認をしてこの10月から定期接種を行うと。とんでもないことじゃないですか、これは。日本人をモルモットにするんですかね。

そこで、このレプリコンワクチンについて県の所見をお伺いします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、レプリコンワクチンについて御答弁を申し上げます。

10月から開始されます新型コロナワクチンの定期接種に使用するワクチンについては、国の審議会の資料におきまして、ファイザー株式会社、モデルナ・ジャパン株式会社、第一三共株式会社、武田薬品工業株式会社、これに加えてMeiji Seikaファルマ株式会社の5社による供給量の見込みが示されており、この5社のワクチンを使用して定期接種が実施されます。

議員御指摘のレプリコンワクチンにつきましては、Meiji Seikaファルマ株式会社のコスタイベという名称でございますが、このコスタイベが該当するものと考えます。

コスタイベは製造販売元によりますと、これまで接種に使用されてきたほかのメッセンジャーRNAワクチンと異なり、接種後にメッセンジャーRNAが細胞内で複製され、持続的に抗原たんぱく質がつけられるとされております。

そのため、少ない摂取量でワクチンの効果が長く続くことが期待される次世代メッセンジャーRNAワクチンであるとされておるところでございます。

このコスタイベの安全性につきましては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、PMDAとありますが、これは法に基づいて医薬品の品質、有効性、安全性の向上に資する審査を行っている機関でございますけれども、その審査報告書によりますと、国内外の臨床試験の成績を評価した結果、既に承認されているメッセンジャーRNAワクチンと比較しまして、副反応等について種類や発現割合に大きな差はないと。このため、18歳以上の者における本剤の安全性については忍容可能と評価をされておきまして、このことを踏まえて9月19日の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におきまして、定期接種のワクチンとしてコスタイベを含む5社のワクチンの使用が

了承されたところでございます。

県としましては、これらの国の評価や動向を踏まえまして、市町が予防接種を円滑に実施できるように、国との連絡調整など関係団体と連携して実施主体である市町を支援してまいりたいと考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） 今、答弁をいただきましたが、そういった公的団体が何か承認されたといえますか、認可されたというような話を言いますが、だったらなぜ専門家の皆さんが異口同音、大反対しているんですかね。専門家の皆さんが。

（パネルを示す） ちょっとこれを御覧ください。例えば、東京理科大学の名誉教授であります村上康文さんは、今、業界では、学会ではもうスパイクというのは毒性であるというのは常識であります。有毒なたんぱく質の遺伝子を人に注射する。そしたら、あちこちの細胞に入ると、その細胞が毒素を産生すると。体内に毒素が回ってしまうと。だから、レプリコンワクチンは、接種した人から未接種の人へ、接種した人から他の動物へ伝播する、移る可能性がありますというふうに言っています。

井上正康先生は、レプリコンワクチンによるワクチンウイルスの感染爆発が、ワクチンパンデミックが起これば日本が封鎖される危機があると。

さらに小島勢二先生は、増殖へのアクセルを搭載したレプリコンワクチンは、これまでのコロナワクチンを上回る被害者が出るでしょう。

名古屋大学の名誉教授、荒川央さんも、この方はイタリア分子腫瘍学会の研究所の所属の方ですが、レプリコンワクチンは増殖の過程で変異しますと。変異。人体での機能獲得実験とも言えるものです。こういうふうに言っておられます。

また、参議院議員の川田龍平議員が質問主意書で厚生労働省にお伺いをしました。そしたら、レプリコンワクチンというのは感染予防効果はないけども、発症予防効果はあるというような話までしている。

ただし、現時点では、人にうつる科学的知見はないから、シェディング調

査はまだしていないというふうに言っておるそうです。

このレプリコンワクチンですが、知らない人は全く知らないんですよ。65歳以上の方を対象に、これを定期接種で打っていくと言いますが、本当にいいのかどうかですよ。行政が広く周知すると、知らない人が打てばどうなっていくんか。じゃ、10月からもうこの定期接種は三重県としてはどのような姿勢で臨んでいくのか、その点をちょっとお聞かせください。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、新型コロナワクチンの10月からの定期接種について、御答弁申し上げます。

新型コロナワクチンについては、今年度より予防接種法に基づき、個人の重症化予防を主な目的としたB類疾病の定期接種として位置づけられております。接種対象者は、季節性インフルエンザワクチンと同様に、65歳以上の高齢者と60歳から64歳で一定の基礎疾患のある方で、本年10月より季節性インフルエンザワクチンと同様、市町が実施主体となって接種開始が予定されております。

この自己負担につきましては、国では最大7000円になるような支援がなされておりますが、各市町が追加で助成をすることが見込まれておまして、最終的な自己負担についてはさらに少なくなる見込みとなっております。

B類疾病における定期接種でございますが、対象本人が接種を受けることに対する努力義務はありませんので、接種を受けるか受けないかは個人の判断によるものです。そのため正しい情報により判断いただき、その上で接種を希望される方に対して接種機会を提供する必要があると考えております。

県としては、ワクチンのメリットである有効性、デメリットである副反応のリスク、その両方について接種を検討される方が正しい知識を持っていたらよい、引き続き、国や市町と連携して周知・啓発に努めてまいります。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

この定期接種は市町と連携をしながら進めていくと、こういうことでござ

いますが、先ほどの答弁にありました正しい情報、国が出しとる情報もそれは正しいんでしょうけれども、その中でやっぱり私が最初言わせてもらいました、ほかの国では承認はされていないと。日本だけが承認しているんです。それがレプリコンワクチンです。これは間違がない事実ですね。

ということは、そういう正しい情報を聞いたときに、じゃ、例えば私のおやじが接種したいと、定期接種があるんやったらワクチンを打ちたいと。私のおやじも7回打っています。ですから、今回も定期接種があるんですよって言われたら、多分打ちに行きます、多分ね。報道によると、8割の方が受けるそうですね。8割の年配の方が、言い方は悪いですけど、レプリコンがどういふものなのか知らない人ですね。今、先ほど言わせてもらったような専門家は本当に危ないですよと言っているけど、そんなこと分からないんですね。

ですから、そういった情報、正しい情報をやっぱり皆様に情報を流して理解していただいて、その上で努力義務ではないですから打つ人は打ってくださいというふうになると思うんですね。

ここで問題は、先ほど話がありました、ワクチンは三つありますと。5社が三つのワクチンをつくって、それを定期接種で三つの種類のワクチンを使うんですね。一つが今までのメッセンジャーRNAのその株に対応したワクチン、そして組換えたんぱく質、三つ目がレプリコンワクチンですね。度合いから言えば、メッセンジャーRNAが8割ですね。組換えたんぱく質が5%、レプリコンが15%、それぐらいの割合になるのかなと思うんですけども、全く知らない方が、じゃ、私に打ってくださいと言ったときに、レプリコンというのは物すごい怖いワクチンですよという情報がなかったら、とりあえず打ってくださいになってしまうんじゃないかな。そのときに、そういった情報を伝えておくべきじゃないかと私は思います。

そこで医療機関においてワクチン接種を受ける際に、どのようなワクチンを接種するのかを本人が事前に把握できるような取組をしていくべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○医療保健部長（松浦元哉） 10月から開始されます定期接種においては、先ほど言われたように、5社から製薬方法の異なる3種類のワクチンが供給されるため、県としましても接種を受ける方がどのようなワクチンを接種するのか、事前に把握いただくことが必要であると考えております。

そのため、被接種者の方が接種したワクチンの種類について接種後に初めて知ることのないように、例えば予診の際に、医師から接種するワクチンについて御案内をいただく、あるいは予診票と併せて確認するワクチンの説明書に接種するワクチンについて明示をするなど、被接種者への事前の案内について適切に対応いただくよう、実施主体である市町に対して県からも依頼文を送付させていただいたところございまして、引き続き市町と周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

医師の説明、そして案内文、これ一番大事になってくるんじゃないですか。打つ方がレプリコンワクチンを知らなくて打ってしまった。打った後から、あれは日本しか承認していませんよ、専門家はむちゃくちゃ危ないと言うてますよ、そんなこと全く知らずに打ってしまったら取り返しがつきません。1回打ったら抜けないんですね。ずっと増殖し続けるんですよ。そういうワクチンを打ってしまった、後から聞いたら、おいおい、どういうことやと必ず私はクレームがつくと思います。そういうことがないように、そういったことをちゃんと説明が本当にできるかどうかなんです。なかなか難しいんじゃないですか。やっぱり国が承認したものを、いや、これはこういうふうに言われていますよとかなかなか言いにくいんですが、それは本当に言えるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○医療保健部長（松浦元哉） 先ほどレプリコンワクチンにつきましては、一定複製されるということでございますが、これは限定的でありまして、議員がおっしゃるようなずっと増殖するということはございませんと国のほうではされております。

そこで、レプリコンワクチンにつきましては、その有害事象の種類や発現割合等に明確な差は認められないということで国も確認しておりまして、事前承認がなされたということですが、厚生労働大臣がレプリコンワクチンについて今後新たな知見が見られた場合には速やかに医療機関等に情報提供するという対応を示しておりますので、県としましても国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

〔14番 廣 耕太郎議員登壇〕

○14番（廣 耕太郎） これは、国のほうの意見と多くの専門家の意見が違ってくるんです。（パネルを示す）レプリコンワクチンの自己増殖ワクチンの四つの危険性というのは、メッセンジャーRNAが増殖し続けるおそれがある。まだやってないから分からない。そういうことだと思うんですが、そういう可能性が高いということですから、専門家の皆さんが反対しているんですね、このワクチンについては。

周囲にメッセンジャーRNAを感染させる可能性がある、これも先ほど言わせてもらったように、やってないから分からない。でも、その可能性が非常に高い。打った人の体内でメッセンジャーRNAが変異していくおそれがあるし、ウイルス化する可能性もあると、それぐらい危険性があるよということは専門家がみんなが言っているこのワクチン、それを国としてはまだ分からないから危ないとは言えない、これはどうなんかなと思うんですね。

ですから、今、現状、確実に言えるのは日本しか認証されていませんよ、これは確かなことですね。これを聞いただけでも、俺、打つんやめとこと思うのが普通じゃないんですか。

（パネルを示す）今、こういう本がめちゃくちゃ売れております。これは『私たちは売りたいくない！』という本ですね。今、ベストセラーになるんじゃないかというような話なんですけども、これはどういう本かと言いますと、Meiji Seikaファルマ株式会社、先ほど言わせてもらいましたレプリコンワクチンを製造販売する会社ですね。その会社の社員がこれを出したんですね。

この方が、「私たちはワクチンを日本で最も販売している製薬会社企業であり、レプリコンワクチンを世界で初めて販売するMeiji Seikaファルマという会社に勤めている現役の社員です。このレプリコンワクチンを多くの日本人に接種させるのは、国が承認を与えたとしても安全性が立証されていない段階では不適當ではないかと考え、会社の方針に異を唱える形で『私たちは売りたくない!』という本を出版させていただき運びとなりました。」と。

これは2019年ですかね、自分のところの若手の社員がワクチンを打って亡くなったんですね。それで皆さんが2021年の9月にメッセンジャーRNAワクチンを接種して3日後に亡くなった影山晃大さんのチームKというチームをつくってこの本を出したと。この本の中には、こう書かれています。「私たちチームKは、かつての輝かしい同僚、影山晃大を襲った突然のコロナワクチンによる死を消して忘れない。そして、安全性を確認できない新型コロナワクチンの販売を強引に進めることが、愛する我が社とグループの価値、そして日本の価値を永遠に失わせることにならないかと心配でならない。この国は政府もメディアもおかしくなっていないだろうか。命と金のどちらが大切なのか。子や孫に胸を張って誇れるのか。その答えを問うために国民にまず真実を知ってもらいたいと願う」と、この本に書いてあります。

日本だけではありません。今、もう海外からも、もうこれはやっちゃいけないということで、(パネルを示す)今、「“白” 船来る!」と、こういうふうな動きもあります。これは今日、明日で、こういったサミットがあります。パンデミックとワクチンの嘘を暴いてきた世界の精鋭20名がレプリコンワクチン実施を阻止すべく、日本で国際会議を緊急開催するというございます。それぐらい世界も注目しているレプリコンワクチンです。私は、これは接種するのはいかなものかなと思わざるを得ない。

今日、ちょっと四つの質問を用意してきましたんですが、もう時間がなくなってたったの二つしかできませんでした。発言通告書に全く従ってないことを心から反省をしたいと思いますが、私は先ほども言わせてもらったように、

選挙も大切ですが、やはり一番大事なのは県民の命と健康です。これからもそれを守るために全力で活動していく所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、一般質問を集結させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

倉本崇弘議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） こんにちは。日本共産党、津市選挙区選出、吉田紋華と申します。関連質問をさせていただきます。

先日9月19日から20日にかけてこういった報道がありました。女性職員2人に5年間セクハラ行為、三重大学病院の准教授を懲戒処分というタイトルで、中日新聞やNHKなど複数社が報道しておりました。准教授は2016年から2021年の5年間にわたり日常的なセクハラをしていたということです。被害を受けた女性職員は2021年の6月から7月頃に、三重大学内のハラスメント対策委員会に相談、その後、調査委員会が設置されて調査されたという経緯です。

その准教授は1か月の停職処分になったということですが、それが決まって公表されたのがつい数日前ということです。被害の相談から懲戒処分まで3年以上かかっており、今、2024年ですので、最初にセクハラが起こった2016年から数えると処分までに8年もの時間がかかっているということです。被害者にかげられた精神的な負担を考えると、相談後の一連の対応に疑問を抱かざるを得ないところです。

さて、そこで質問に入ります。こういった医療職のハラスメントというものは、残念ながら労働環境の中で非常に多く見受けられます。

まず、1点目として、三重県は医療職のセクハラやパワハラ相談窓口、あるいは体制をどのようにお持ちであるのか。続けて、2点目になりますが、その周知はどのようにされているのか現状を伺います。

○医療保健部長（松浦元哉） 看護職をはじめとする医療職のハラスメントについては、あってはならないと考えておりました。看護職のセクシャルハラスメント、それからパワーハラスメントの相談対応については、まず一次対応につきましては各医療機関や看護師等養成所などを自所属で対応が行われております。

しかしながら、相談される方が秘匿性などに不安を抱き、自所属での相談がしにくいという方もいらっしゃいますので、県がナースセンターに委託をしまして第三者的な相談窓口も設置しております。

それから、看護師養成所の学生に対するハラスメントにつきましては、必要に応じて医療保健部内で相談対応を行っているところでございます。

また、ハラスメントの対応方法については、三重県看護協会における研修において、看護現場の責任者、管理者、指導者等を対象にした研修でもそういったハラスメントの内容を織り込みまして、理解を深めるための取組を行っております。

引き続き、関係機関と連携して相談対応を図ってまいりたいと思っております。

それから、そういう相談窓口の周知方法についてでございますが、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの相談窓口の周知については、現在、ナースセンターのホームページで掲載するほか、県内の各医療機関に対しまして職員の方への周知を行っていただくような依頼をしております。

しかし、まだまだ周知が不十分であるということも認識をしておりますので、もう少し周知の仕方を工夫できないか、今後、取組を検討してまいりたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁いただきました。その一時的な相談機関としては、各医療機関に設置されている内部の機関がありまして、その後、秘匿性など相談に不安をお持ちの場合などということで、県が委託しているナースセンターがおりであるということを確認させていただきました。

そして、私も先日関係させていただいたんですけども、その看護学生の養成所におけるハラスメントの相談も県に御対応いただいたところであります。

そして、周知に関してはナースセンターのホームページだったり、各病院での周知という御答弁をいただきました。それで、周知に関してこの午前中に私はそのインターネット検索をしたんですけども、三重県、セクハラ、相談機関と入れたところ、該当ページというか、該当すると思われるページが幾つか出てきたんですが、ナースセンターのホームページには残念ながら私は行き当たらなかったんですね。看護師というものを入れたらもっと当たったかもわからないんですが。

ということで、ハラスメントの被害に遭った方が実際に県に、じゃ、相談しようというふうになかなか行き当たりづらい環境なのではないかと思っておりますが、先ほど御答弁にありましたように、やはり内部の相談機関に相談するのに当たっては、その秘匿性だったり心理的安全性の確保の面で課題があると考えますので、やはり第三者機関としての立ち位置というのが本当に重要なポイントだと思います。

そして、最後に要望などをさせていただきたいと思いますが、さきの御質問にもありましたようにエッセンシャルワーカー、特に医療現場での最も人数割合が高い看護職の離職率は年々上昇しておりまして、答弁にもありましたように、1、2年目の看護師離職防止研修など医療機関で行われていますが、ハラスメントを起こさない環境づくりや啓発も同様に私は重要だと考えております。ハラスメントとは横文字になっていてつかみづらんですが、それは関係性を利用したいじめであって、れっきとした人権侵害であると考えており、労働環境の大きな妨げになると思います。

そこで、県のほうに要望としてお伝えしたいのは、あらゆる労働環境の人手不足の解消を考える上で、ハラスメントを起こさない、泣き寝入りさせないための方策というものを後回しにせずに、今こそ積極的に考えていただきたいということを考えております。

ハラスメント被害に遭った方が一番困るのは、声を上げて耐えるか、それ

かもう職場を去ってしまうか、そういう泣き寝入りか声を上げるかの二択にさらされてしまうというのが現状だと思います。ハラスメントを起こさせない環境や介入して解決がなされる環境にしなければ、労働者は辞めていく一方ではないかと思えます。

また、セクハラに関しては性別役割分担意識やジェンダー差別がもとになって問題になる言動を引き起こします。特に看護師は女性が多く、性別と職業を絡めたセクハラが今でもやまないことは自分自身も強い憤りを持っているところです。被害者に寄り添うことや加害者をつくらないこと、きちんと処分すること、学んで声をかけ合えるようになることなど、様々な角度から解像度を上げていくことが、ハラスメントのない労働環境づくりにおいて重要と考えています。

三重県におかれましては、お持ちである様々な御見識を十分に活用されて、ハラスメントを起こさない、泣き寝入りさせないための方策を後回しせず、今こそ積極的に考えていただきたいということを改めて申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（小林正人） お諮りいたします。明26日は、休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林正人） 御異議なしと認め、明26日は休会とすることに決定いたしました。

9月27日は、引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

散

会

○副議長（小林正人） 本日はこれをもって散会いたします。
午後3時30分散会